そうごうふくし	しぶかい だい かい
総 合 福 祉	E 部 会 第 15 回
H23. 6. 23	しりょう 資 料 1 7

第2期作業チーム報告書に対する 厚生労働省からのコメント

平成23年6月23日

	しょうがい はんい せんたく けってい せんたく けってい そうだんしえんぶろ せす てい 「障害の範囲と選択と決定~選択と決定・相談支援プロセス(程 ぶかいさぎょうち — むほうこくしょ 部会作業チーム報告書	たどくぶん だい き 度区分)第2期」 ・・・P1
2	ちいきいこう ぶかいさぎょうち — むほうこくしょ 「地域移行」部会作業チーム報告書	· · · P8
3	ちいきせいかつ しげんせいび ぶかいさぎょうち — むほうこくしょ 「地域生活の資源整備」部会作業チーム報告書 じかんかいごさ — びすおよ しー むれす しえんとう 24時間介護サービス及びシームレスな支援等について	· · · P 1 6
2	^{こっこふたんきじゅん} 国庫負担基 準について	· · · P 1 8
4	りょうしゃふたん ぶかいさぎょうち - むほうこくしょ 「利用者負担」部会作業チーム報告書	· · · P 2 5
5	ほうしゅう じんざいかくほとう ぶかいさぎょうち — むほうこくしょ 「報酬や人材確保等」部会作業チーム報告書	· · · P31
6	しゅうろう ろうどうおよ こょう ごうどうさぎょう ち ー む ほうこくしょ 「就 労 (労 働 及 び雇用)」 合 同 作 業 チーム 報 告 書	· · · P 3 7
7	いりょう た いりょういっぱん ごうどうさぎょう ち ー むほうこくしょ 「医療(その他の医療ー般)」合同作業チーム報告書 なんびょう 難病について	· · · P53
2	いりょうてき け あ 医 療 的 ケアについて	· · · P 5 6
3	せいしんかいりょう 精神科医療について	· · · P 5 8
8	しょうがいじしえん ごうどうさぎょう ちー むほうこくしょ 「障 害 児支援」合 同 作 業チーム報 告書	· · · P 6 8

しょうがい はんい せんたく けってい せんたく けってい そうだんしえんぷろせす ていどくぶん だい「障害の範囲と選択と決定~選択と決定・相談支援プロセス(程度区分)(第2 ぶかいさぎょう

期)」部会作業

ち 一 むほうこくしょ チーム報告書について

そうろん 【総論】

ごい かいぶかい しめ 第5回部会で示された だい ろんてん ^{ろんてん} ・ ・ ・ だい かい 論 点 に沿って 第 5 回 ~ 第 7 回 部会 こうせい で 厚生 ろうどうしょう しめ りゅういてん 労働省が示した留意点

「選択と決定」(支給決定)プロセスとツール きょうぎ ちょうせい しきゅうけっていぷろせす (協議・調整による支給決定プロセスや、 しきゅうけっていあ ひつよう つーる 支給決定に当たって必要なツールについて)

せいど かか ひよう こくみん のうぜいしゃ ふたん 制度に係る費用を負担する国民(納税者)の理解 りよう じっさい せいど もの を得るためにも、実際に制度を利用する者の間にお しきゅうけってい ぷっと せ す とうめいせい ける公平性と、支給決定プロセスの透明性が じゅうよう しきゅうけってい かくほ 確保されていることが重要であり、支給決定の ぷろせす けんとう プロセスを検討するに当たっては、このような こうへいせい とうめいせい たん ぽ かたち 公平性・透明性をどのような形で担保するのか、 けんとう ひつよう 検討が必要である。

しきゅうけってい ぷ ろ せ す けんとう さい ちほうこうきょう 支給決定プロセスの検討に際しては、地方公共 しょうがいぎょうせい じつじょう だんたい ふ けんとう 団体における障害行政の実情を踏まえて検討さ ひつよう ぜんこく しちょうそん えんかつ れる必要がある。(全国の市町村において円滑に うんよう ひつよう 運用できることが必要である。)

部会作業チームの報告 っぽっと のポイント

- 現行の機能障害の自立度を中心とした指標に ででつ りょうしゃ とくせい ついては、妥当とはいえない。個別の利用者の特性や じょうきょう とく しゃかいてきじょうきょう 状況、特に社会的状況も Š しょうがいしゃ 特に社会的状況も踏まえた障害者の 一 へいっこうつしる いき ツールが必要である。
- しきゅうけっていぶる せ す い か なが 支 給 決 定 プロセスは、以下の流れとする。 ほんにんちゅうしんしえんけいかく さくてい 本 人 中 心 支援計 画 を策 定

 - ほうりつ たいしょう しょうがい かくにん 法律の対象となる「障害」があることを確認 ほんにん さーび すりょうけいかく さくてい しちょうそん 本人サービス利用計画を策定し市町村に
 - しんせい 申請

- ー しちょうそん がいどらいん もと ④ 市町村がガイドラインに基づき にーずぁせすめんと じっし ニーズアセスメントを実施
- がいどらいんすいじゅん こ ばあい ほんにん おより ガイドライン水準を超える場合、本人(及びしえんしゃ しちょうそん きょうぎちょうせい おこな 支援者)と市町村による協議調整を行い、しちょうそん しきゅうけってい 市町村が支給決定
- がいどらいん くに きほんてき せってい しめ ガイドラインは、国が基本的な設定を示し、これ さいていらいん じちたい さくてい を最低ラインとして自治体ごとに策定する。 がいどらいん しゅ しきゅうすいじゅん しえん ひっようど ガイドラインで示す支給水準は、支援の必要度を るいけいか るいけい ひょうじゅんけ あぶらん もと 類型化し、類型ごとの標準ケアプランに基づくしきゅうすいじゅん しめ 支給水準を示す。
- サービス利用に関して本人の自己決定・自己 せんたく しえん えんぱわめんと しすてむ ほんにん 選択を支援し、エンパワメントするシステム、本人 ちゅうしんしえんけいかく さくせい かん ほんにん 中心支援計画の作成に関して本人を えんぱわめんと しすてむ ひつよう エンパワメントするシステムが必要である。

こうせい ろうどうしょう おも 厚生 労働省 の 主 なこめんと コメント

れます。

また、市町村間でサービス基盤の整備状況の違なか しきゅうけっていりょう ぜんこくいちりっいなどがある中、支給決定量について全国一律 さいていらいん さだ だとう けんとう の最低ラインを定めることが妥当かどうか、検討が必要と考えられます。

国の設定する水準をサービスの先進地域に合わせた場合に、他の地域でそれについていくことができるか、また、国の設定する水準をサービスが遅れている地域に合わせた場合、サービスの先進地域の水準が引き下げられるおそれがあると考えられます。

しちょうそん ごうぎきかん けつろん もと しきゅうけってい 市町村は、合議機関での結論を基に支給決定 ざいせいめん ふく しきゅう を行うべきとのことですが、財政面も含めた支給けってい さいしゅうてき せきにん しちょうそん 決定の最終的な責任は、市町村にあるものであしちょうそん ごうぎきかん かんけいせいり ひつよう かんがり、市町村と合議機関の関係整理が必要と考えられます。

かくろん 【各論】

厚生労働省の主なコメント 報告の該 当箇所 げんざい しょうがいていどくぶ 現 在の障害程度区分 しきゅうけっていたいせい や支給決定体制の ひょうか 評価について げんざい しひょう しょうがいていど げんこうせいど しょうがいていどくぶん しひょう 現 在の指 標 (障 害程度 現 行制度における障害程度区分という指標 しきゅうけってい もち にゅうしょさ - びすとうは、支給決定に用いるほか、入所サービス等の くぶん だとう 区分) は妥当とはいえない。 は、文品が足に用いるはが、人がりでして守めたいしょうしゃはんい くぶん おう ほうしゅうたんか 対象者の範囲や、区分に応じた報酬単価、しちょうそん たい こっこふたんきじゅん もち 市町村に対する国庫負担基準として用いられ、せいど こうへいせい かぎ しげん じゅうてんてき はいぶん 制度の公平性、限られた資源の重点的な配分 を担保しており、こうしたことを今後もどう担保 していくのかについて、検討が必要と考えられ ます。 りようしゃ しゃかいてきじょうきょう ぜんこくいちりつ きゃっかんてき ○ 障害の程度については、全国一律に客観的 利用者の社会的状況 に評価する指標が必要と考えられます。その 等を踏まえた支給 さい しゃかいてきじょうきょう きゃっかんか けっていしく 際、社会的状況は客観化しにくいため、 はまねじめんと

でアマネジメントにおいて考慮することが考え 決 定の仕組みとツール ひつよう が必要。 られます。 しきゅうけってい 支給決定にあたって の必要なツールの在り方 さくていっししんと策定の指針について さ 一 び すりようけいかく ほんにんちゅうしんしえんけいかく ほんにんちゅうしんしえん 現行のサービス利用計画は、本人中心支援を 本人中心支援計画と じゅうよう してん さくてい ほんにんちゅうしん 重要な視点として策定されています。本人中心 び す りようけいかく ほんにんちゅうしん サービス利用計画につい しえんけいかく さーびすりようけいかく ぐたいてき やくわり 支援計画とサービス利用計画の具体的な役割や て。 ないよう ちが けんとう ひつよう かんが 内容の違いについて、検討が必要と考えられま す。 がいどらいん しょうがい ていど にーず ガイドラインについて、障害の程度やニーズの がいどらいん かた ガイドラインのあり方 あせすめんと しひょう しょうがいしゃ とくせい じょうきょう おうアセスメントの指標、障害者の特性・状況に応 について。

じた標準的なサービス量の指標、国と地方 じた標準的なサービス量の指標、国と地方 じちたい こっこふたん きじゅん 自治体の国庫負担の基準としての指標など、あら やくわり あた ゆる役割が与えられているように思われますが、 ぐたいてき ないよう しょうさい それが具体的にどのような内容なのか、詳細な けんとう ひつよう かんが 検討が必要と考えられます。

しちょうそんかん さーびすきばん せいびじょうきょう また、市町村間でサービス基盤の整備状況の まが しきゅうけっていりょう 違いなどがある中で、支給決定量について ぜんこくいちりつ さいていらいん さだ を国ー律の最低ラインを定めることが妥当か けんとう ひつよう かんが どうか、検討が必要と考えられます。

マル せってい すいじゅん さーびす せんしんちいき **つ**国の設定する水準をサービスの先進地域に ab dian Em to the control of the c くに せってい すいじゅん とができるか、また、国の設定する水準を さーびす おく ちいき ばあい あ ービスが遅れている地域に合わせた場合、 さーびす せんしんちいき すいじゅん V サービスの先進地域の水準が引き下げられるお かんが それがあると考えられます。

まんにん およ しえんしゃ ・ 本人(及び支援者) しちょうそん きょうぎ と市町村による協議 ちょうせい 調整。 ***・うぎちょうせい げんこう しちょうそん ほんにん また 協議調整とは、現行の市町村と本人(又はしえんしゃ あいだ しきゅうしんせい しきゅうけってい めぐ 支援者)との間の支給申請・支給決定を巡る けんとう やりとりとどのように異なるのかについて、検討が必要と考えられます。

また、その際には、知的障害や精神障害などの自己決定に支援を要する方々の特性に応じけるとう。 かたがた とくせい おう の自己決定に支援を要する方々の特性に応じた検討が必要と考えられます。さらに、小規模のちほうじちたい ふく ぜんこく ちほうじちたい えんかつ 地方自治体を含む全国の地方自治体で円滑に ちほうじちたい じつじょう いけん ふ 軍用できるよう、地方自治体の実情や意見を踏まれた検討が必要と考えられます。

- - しちょうそん ごうぎきかん 市 町 村 は、合議機関で
- しちょうそん ごうぎきかん けつろん もと しきゅう 市 町 村 は、合議機関での結 論を基に支 給

の結論をもとに しきゅうけってい おこな 支給決定を行うべき。

について

いっぱんそうだん かか
・ 一般相談に係る
ざいげん じぎょうひほじょ
財源は事業費補助が
てきとう
適当。

けってい おこな さいせいめん ふく 決定を行うべきとのことですが、財政面も含め しきゅうけってい さいしゅうてき せきにん しちょうそん た支給決定の最終的な責任は、市町村にある しちょうそん ごうぎきかん かんけいせいり ものであり、市町村と合議機関の関係整理が ひつよう かんが 必要と考えられます。

- いっぱんてき そうだんしえん かか ざいげん すで ちほう 一般的な相談支援に係る財源は、既に地方 らかまたい かずが 自治体が自らの財源(地方税+地方交付税交付 きん じっし 般財源化)となっていまる。この一般財源化されたものを国庫補助事 100円 を す。この一般財源化されたものを国庫補助事 22日 閣議決定)等で示された地域主権の流れ(補助金の一般財源化)に逆行するものと考えられます。
 - * 地域主権改革大綱(抄)
 * 地域主権改革大綱(抄)

 * おいき き ちいきしゅけん かくりっ

 「地域のことは地域が決める「地域主権」を確立

 くに ちほう っ ほじょきん
 するため、国から地方への「ひも付き補助金」
 はいし きほんてき ちほう じゆう つか いっかつ
 を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括
 こうふきん

 交付金にする」

そうだん しえん せんもんいん

相談支援専門員の

専門員となり、地域の そうだんしえんたいせいぜんぱん 相談支援体制全般に おいて、協働すること が望ましい。

ぇゎぱゎめゎと エンパワメントする しすてむ システムについて いってい ちいき 一定の地域に、 (本人及び とうじしゃ 当事者 かぞく さんかく 家族)の参画による ぇゎぱゎ゚゚゚゚ゕ゚ゎ゚としぇん 「エンパワメント 支援 じぎょう じぎょう せってい すれ、事業」が設定され、 ^{そうだん} しえん せんもんいん 相談 支援 専門員 と きょうどう たいせい 協働 する 体制 ひつよう 必要。

とうじしゃ えんぱわめんと しすてむ ほか 当事者がエンパワメントするシステムと他のいっぱんそうだんしえんとう やくわりぶんたんとう 一般相談支援等との役割分担等について、せいり ひつよう かんが 整理が必要と考えられます。

ちいきいこう ぶかいさぎょうち — むほうこくしょ 「地域移行」部会作業チーム報告書について

そうろん 【総論】

ざい かいぶかい 第5回部会で示された ろんてん そ だい かい 論点に沿って第5回~ だい かい ぶかい 第 7 回 部会 で こうせい 厚生 ろうどうしょう しめ おも 労働省が示した主な りゅういてん 留意点

地域移行の推 進について

ちいきいこう すいしん きばんせいびおよ (地域移行を推進させるための基盤整備及び けいかく

計画について)

しょうがいしゃ ちいきいこう けいかくてき すいしん とどうふけん 障害者の地域移行の計画的な推進は、都道府県 およ しちょうそん しょうがいふくしけいかく もと ちいきせいかつ 及び市町村の障害福祉計画に基づく地域生活を およ ささ かくしゅふくし さーびす けいかくてき せいび あわ 支える各種福祉サービスの計画的な整備と併せて 進めているところである。

部会作業チームの報告 ぽぃゎと のポイント

- とくてい せいかつようしき ぎ む 「特 定 の 生 活 様 式 を義務づけられないこと」の かくほ 確保
- ふくしさ 一 び すきばん せいび かくほ せっきょくてき 福祉サービス基盤の整備と住まいの確保を積極的 すす そうごうふくしほう かしょう べっ たとに進めるためには、総合福祉法(仮称)とは別に、例 しげんりっぽう しょうがいしゃ ちいきいこう そくしん えば、時限立法として、「障害者の地域移行を促進す きばんせいび かん ほうりつ せいてい のぞ るための基盤整備に関する法律」の制定が望まれる。 くに ちいききばんせいび 少なくとも、国としての「地域基盤整備〇ヵ年戦略」 かしょう さくてい ひつよう (仮称)を策定する必要があると考える。
- ちいきいこう にゅうしょしせつ びょういん かん ぐたいてき 入所施設や病院からの地域移行に関して具体的 きげん すうちもくひょう ぷっぺらむ 期限や数値目 標、プログラムなどについて な期限や数値目標、
- きげん すうちもくひょう ちいき しげんせいびけいかく 期限や数値目 標は、地域での資源整備計 画にこそ ひつよう び要である。そのためには、定期的に入所者·入院者 のニーズを把握する必要がある。
- こうてきほしょうにんせいど 公的保証人制度について
- じゅうきょ ほしょうにん かくほ にゅうしょ 保証人がいないために住居が確保できない人所 しゃ にゅういんしゃ じちたい ほしょうにん 者・入院者については、自治体が保証人となるべき じゅうたくかくほいがい ばあい しょうがいしゃ せいかっ である。なお、住宅確保以外の場合、障害者の生活 じょうきょう し ひと にな ほしょうにんせいど のぞ 状況を知る人が担う保証人制度が望ましい。

- ・ 精神科病 床や入所施設からの大規模な地域移行をすす くに とくべっぷる じぇくと よさん かくほ 進めるため、国が特別プロジェクトとして予算を確保することが重要である。例えば、「地域基盤整備〇カ年せんりゃく いっていきかんしゅうちゅうてき くに しゅどう と戦略」のように、一定期間集中的に国が主導し取り組むことが考えられる。
- しせったいきしゃ さいにゅういん にゅうしょ しゃ じったいちょうさ 「施設待機者」「再入院・入所」者への実態調査について
- でいたくちょうさ にゅうしょしゃ にゅういんしゃじったいちょうさ 在宅調査とともに、入所者・入院者実態調査 しょうがいしゃほんにん き とも重要である。その際には、障害者本人への聴き取りを行うことが重要である。特に、全国的な調査と ちいきせい ちいきかんかくさ はあく じゅうようして、地域性や地域間格差の把握が重要である。

こうせい ろうどうしょう まも 厚生 労働省 の 主 な こめんと コメント

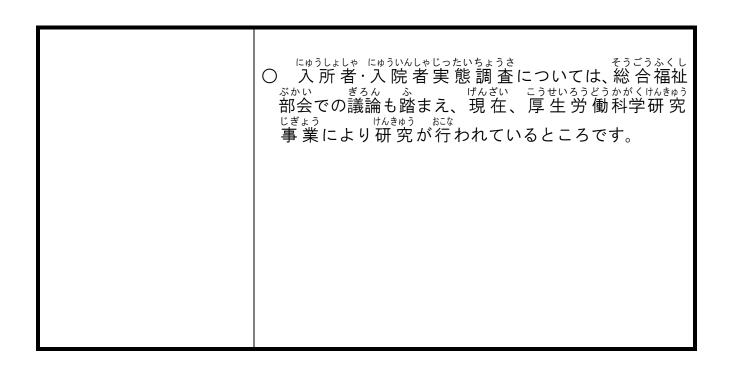
- へいせい ねんど こべつきゅうふ じぎょう ちいき ア 成 2 4 年度から、個別 給 付の事業として地域 そうだんしえん ちいきいこうしえん ちいきていちゃくしえん 相談支援(地域移行支援・地域定着支援)の実施や サービス利用計画の作成対象者が拡大されます。 げんざい くるー ジェーム・ケアホームの体験 また、現在も、グループホーム・ケアホームの体験 利用が可能となっています。こうした仕組みも用いな ちいきいこう ちゃくじつ すすがら、地域移行を着実に進めていくことが大切です。
- こうてきほしょうにんせいど ○ 公的保証人制度については、国土交通省におい やちんさいむほしょうせいど とりくみ おこな て「家賃債務保証制度」のような取組が行われてい

みんぽう もと せいど かんけい ふくるところであり、民法に基づく制度との関係も含はばひろ してん けんとう ひつよう かんがめ、幅広い視点から検討が必要と考えられます。

- しゃかいてきにゅういんとう かいしょう 社会的入院等の解消については、
 - ・ 現行の精神障害者地域移行・地域定着支援 ・ 現行の精神障害者地域移行・地域定着支援 じぎょう せいしん しょうがいしゃ ちいきせいかつ 事業において、精神障害者の地域生活への いこう ちいきていちゃく しえん おこな 移行・地域定着のための支援を行っています。

へいせい ねんど しょうがいしゃじりっしえんほうじょう 平成24年度からは障害者自立支援法上のこべつきゅうふ じぎょう じっし ちいきそうだんしえん 個別給付の事業として実施する地域相談支援 ちいきいこうしえん ちいきていちゃくしえん ひつづ (地域移行支援・地域定着支援)により引き続き まこな 行われることとなっています。

- ① 入院を前提と考えるのではなく、地域での せいかっ きき 生活を支えるための精神科医療とすること、
- ③ 介護サービス等により地域で受け入れる しまてむづく システム作りをする必要があること、 しめ げんざい ぐたいか む さら けんとう が示されており、現在、具体化に向けて更に検討を すす 進めているところです。



報告の該当箇所

^{こうせいろうどうしょう おも こめんと}厚 生 労 働 省の主なコメント

blictics しまん なら 地域移行の支援、並びにその ほうていか 法定化

- とくてい せいかつようしき
 「特定の生活様式を
 義務づけられないこと」の
 かくほ
 確保
 - ふくしさー び す きばん せい福祉サービス基盤の整 せい かくほ 備と住まいの確保を せっきょくてき すす 積極的に進めるため そうごう ふくしほう 総合 福祉法 べつ たと には、 (仮称)とは別に、例 じげんりっぽう えば、時限立法として、 しょうがいしゃ ちいきいこう 「障害者の地域移行を そくしん 促進するための基盤 せいび かん ほうりつ 整備に関する法律」の せいてい のぞ すく 制定が望まれる。少な くに くとも、国としての thujac かしょう さくてい 戦略」(仮称)を策定 さくてい ひつよう する必要があると考え る。
- しょうがいしゃ ちいきいこう そくしん きばんせいび 「障害者の地域移行を促進するための基盤整備 に関する法律」の制定や「地域基盤整備〇カ年 世んりゃく かしょう の策定とありますが、現ではいる地方自治体は障害福祉計画を策すといる地方自治体は障害福祉計画をすずるといる地方自治体はでいるというさにできないようとにはいかくてきないようとにできないようとにできないようというな内容が、それとどう異なるのかについて、検討が必要と考えられます。

- ちいきいこう すす
 地域移行を進めるため
 びゅっぱーと じりっ
 の ピアサポート や 自立
 たいけんぶるぐらむ
 体験プログラムなどにつ
- へいせい 24年度から、個別給付の事業として 個別給付の事業として 個別給付の事業として 地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援) の は は 一 ば す りょうけいかく さくせいたいしょうしゃ かくだい また います。 また、現在も、グループホームの体験利用が可能となっています。 すいけんりょう かのう ないます。 またいけんりょう かのう ないます。 またいけんりょう かのう ないはいまう ないはいまう ないはいまっ ないけんりょう ないけんりょう ないはいまっ ないはいながら、地域移行を着実に進めていくことが大切です。

いて こってきほしょうにんせいと 公的保証人制度につ いて こうてきほしょうにんせいど こくどこうつうしょう 公的保証人制度については、国土交通省にお ほしょうにん 保証人がいないため やちんさいむほしょうせいど とりく おこないて「家賃債務保証制度」のような取組みが行わ かくほ に住が確保できない カルぼう もと せいど れているところであり、民法に基づく制度との たゆうしょしゃ にゅういんしゃ 入所者・入院者につ かんけい ふく はばひろ してん けんとう ひつよう かんが 関係も含め、幅広い視点から検討が必要と考 いては、自治体が保 しょうにん 証人となるべきであ えられます。 じゅうたくかくほいがい る。なお、住宅確保以外 の場合、障害者の生活 ばょうにん せいど のぞ 保証人制度が望まし い。 しゃかいてきにゅういんとう かいしょう 社会的入院等の解消 だいきぼ ちいきいこう 大規模な地域移行を しゃかいてきにゅういんとう かいしょう 社会的入院等の解消については、 げんこう せいしんしょうがいしゃちいきいこう ちいきていちゃくしえん 現行の精神障害者地域移行・地域定着支援 じぎょう せいしんしょうがいしゃ ちいきせいかつ 事業において、精神障害者の地域生活への いこう ちいきていちゃく 進めるための ぷっじぇくと プロジェクトについて いこう ちいきていちゃく しんしい しえん まこな 移行・地域定着のための支援を行っています。 Anten RANG La Stribert Handel La Stribert Handel La Stribert Handel Range Ra へいせい ねんど こべつきゅうふ じぎょう じっし ちいき そうだんの個別給付の事業として実施する地域相談 しえん ちいきいこうしえん ちいきていちゃくしえん 支援(地域移行支援・地域定着支援)により引き 続き行われることとなっています。 へいせい ねんど みちりょうしゃ また、平成23年度より新たに、未治療者や ちりょう ちゅうだん じゅうしょう かんじゃ たい 治療を中断している重症の患者などに対し、

せんもん 医師 等 の 専門 職 が チーム を 組 ん で 、 あうとりーち ほうもん しえん じっし せいしん アウトリーチ (訪問支援)を実施する「精神 しょうがいしゃぁうとりーち ほうもんしえん すいしんじぎょう 障害者アウトリーチ(訪問支援)推進事業」 じっし を実施しているところです。

- にんちしょう しょうじょう さらに、認知症については、症状の面からみ たいおうかのう はんだん にんちしょうかんじゃ ちいきて対応可能と判断される認知症患者が地域の せいかつ あら ちいき 生活の場で暮らせるようにするため、「新たな地域 せいしん ほけん いりょう たいせい こうちく む けんとう 精神保健医療体制の構築に向けた検討 ちーむ けんとう へいせい チーム」において検討しているところです。平成 ・ ねん がっ ちゅうかん 22年12月の中間とりまとめでは、
 - たゅういん ぜんてい かんが ちいき 入院を前提と考えるのではなく、地域での せいかつ ささ せいしんかいりょう 生活を支えるための精神科医療とすること、 ばあい ひつよう すみ しょうじょう にゅういん
 - 入院が必要となる場合には、速やかに症状 けいげん めざ たいいん そくしん
 - の軽減を目指し、退院を促進すること、
 をいごさーびすとう たいき う い かいごさーびすとう たいき う い か か で 受け入れる しょてむづく ひつよう しすてむづく ひつよう システム作りをする必 要があること、 げんざい ぐたいか む が示されており、現在、具体化に向けて更に けんとう すす 検討を進めているところです。
- しせつ たいきしゃ 施設 待機者 Γ 「再入院・入所」者へ じったいちょうさの実態調査について
 - ざいたくちょうさ 在宅調査とともに、

 たゆう しょしゃ
 にゅういんしゃ

 入 所者 · 入院者

 じったいちょうさ じゅうよう 実態調査も重要。 しょうがい しゃ さい の際には、 障害者 き لح ほんにん おこな 本人への聴き取りを行 ぜんこくてき ・ **グ** とく 特に、全国的 たいきかんかくさ はあく ちょうさ 地域間格差の把握 じゅうよう が重要。
- にゅうしょしゃ にゅういんしゃじったいちょうさ 入所者・入院者実態調査については、総合 ふくしぶかい ぎろん ふ げんざい こうせいろうどうかがく 福祉部会での議論も踏まえ、現在、厚生労働科学 けんきゅう じぎょう けんきゅう おこな 研究事業により研究が行われているところで す。

いんせん 強力なインセンティブ せいさく を持った政策について きび ざいせいじょうきょう ちいき じしゅせいおよ じりっせい 厳しい財政状況、地域の自主性及び自立性を ^{ちいき しえん} ょさん 地域 支援 の 予算 の _{おおはば} ぞう ちいき 大幅な増など、地域 かくしゅよさん かいかく すいしん なか 各種予算 高めるための改革の推進の中で、 じぎょう へいせい ねん がつ せいりっ しょう 事業や平成22年12月に成立した「障がいしゃせいどかいかくすいしんほんぶなど けんとう ふ者制度改革推進本部等における検討を踏まえて しげん ひゃくてき ぞうか 資源を飛躍的に増加す きょうりょく る こ と が 強力 な いんせんていぶ インセンティブになる。 強力な しょうがいほけんふくししさく みなお あいだ 障害保健福祉施策を見直すまでの間において しょうがいしゃとう ちいきせいかつ しえん かんけい 障害者等の地域生活を支援するための関係 は は の を は に が かん ほうりっ せいび かん ほうりっ せいび かん ほうりっ 法 律 の 整備に関する法 律」において、地域移行の しえん ちゃくじっ すす ための支援を着 実に進めているところです。

- ういきせいかつ しげんせいび ぶかいさぎょうち ー む ほうこくしょ 3 「地域生活の資源整備」部会作業チーム報告書のうち、
 - ① 24時間介護サービス及びシームレスな支援等について

そうろん 【総論】

- しょうがいしゃ たい かいごとう 障害者に対する介護等については、
 - いりょうほけんせいど ろうどうしさく きょういくしさくとう ほか
 医療保険制度や労働施策、教育施策等の他しさく まこな じっししゅたい ひょうふたんとう 施策で行われているものと実施主体、費用負担等 くぶん ひつよう を区分する必要があること、
 - ・ 国の厳しい財政事情を考慮すれば、
 さーびす こうかてき こうりってき ていきょう ひつようサービスを 効果的・効率的に提供する必要があること、

しょうがいふくしさ - びす きょたくかいごとう りょう から、障害福祉サービスとしての居宅介護等が利用できる範囲について一定の制限を設けているものである。

ぶかい さぎょう ち ー む ー ほうこく 部会 作 業 チーム の 報 告 ぽぃんと のポイント

- じかんかいごさ ひすとうちょうじかんかいご ひつよう ひと 24時間介護サービス等長時間介護が必要な人しちょうそん けんいきたんい しえんたいせい への市町村や圏域単位での支援体制
 - ・ どんなに重い障害ある人でも、またどこに住ん ちいきしゃかい く けんり み でいても、地域社会で暮らす権利が満たされるた ひつよう しえんりょう ていきょう めに必要な支援量は提供されるべきであり、そ のための財源確保が重要。
- こみゅにけーしょん いどうしえん しーむれす コミュニケーション・移動支援におけるシームレス しえん かくさ かいしょう な支援と格差の解消
 - ・ 通勤・通学などにおけるシームレスな(継ぎ目いどうしえん しつごしょう きおくしょうがい おもい でない)移動支援、失語症や記憶障害などの重い でんじしょうがい ひと たい こみゅにけーション できる しゃ はー そなる あしょ オーション と 支援、盲ろう者へのパーソナル・アシスタンス制度 きんこう しえん かた けんとう を参考にした支援のあり方を検討するべきであ

こっせい ろっとうしょう おも 厚生 労働省 の 主 な こめんと コメント

- 障害者の地域生活を支えるためのサービス基盤 せいび けいかくてき すす ひつよう 整備については、計 画 的に進めていくことが必 要で ただ ひとり かいごしょくいん へるぱ 直ちに一人ひとりに介護職員 (ヘルパー)が じょうじつ ひじょう たがく 常時付き添うということになれば、非常に多額の ざいげんおよ 財源及び人材が必要となるため、国民の理解を得 ながら検討する必要があります。財源や人材の せいやく せいど かか ひよう ふたん 制約を踏まえ、また、制度に係る費用を負担する こくみん りかい え ひとり ちいき せいかつ いとな 国 民の理解を得るためにも、一人で地域で生活を営 じりつくんれん こま たいおう めるような自立訓練や困ったときに対応してくれ そうだんしえんたいせい じゅうじつ ほか だいたいしゅだんる相談支援体制の充実といった他の代替手段の かっよう きまざま ちいきしげん かっよう そうごうてき 活用など、様々な地域資源の活用により総合的に たいおう けんとう ひつょう かんが 対応することについても検討が必要と考えられま たいおう す。
- いどうしえん こみゅにけーしょんしえん 移動支援やコミュニケーション支援については、 ちいき じゅうなん ふくすう もの さーびす ふく じっと 地域で柔軟に複数の者へのサービスも含めて実施 ちいきせいかっしえんじぎょう かつよう ごうりてきはいりょ できる地域生活支援事業の活用や、合理的配慮の きるん ふ しえん はんい さら けんとう 議論を踏まえた支援の範囲について、更に検討が ひつよう かんが 必要と考えられます。

- ちいきせいかつ しげんせいび ぶかいさぎょうち むほうこくしょ 3 「地域生活の資源整備」部会作業チーム報告書のうち、
 - _{こっこふたんきじゅん} ② 国庫負担基 準について

そうろん 【総論】

ー きむてきけいひか こっこふたんきじゅん 義務的経費化と国庫負担基準

さーびす ふく ぎむてき けいひか こっこ ふたん (サービスを含めた義務的経費化と国庫負担 きじゅん 基準について)

かり こっこふたんきじゅん はいし ばあい したがって、仮に国庫負担基準を廃止した場合に るいせいじじょう こうりょ こくひ あっては、国の厳しい財政事情を考慮し、国費をこうへい はいぶん きのう かたち たんぽ公 平に配分する機能をどのような形で担保するの けんとう ひつよう か、検討が必要である。

- - ・ 施設・病院から地域移行する人や親元からい体のはいっては、出身自治をいる。 まとはのうじま治体のは、出身自治をは、出身自治をは、が一定年度の財政負担をした上は、居住自治には、が一定年度の財政負担をした上は、または自治には、大きにある。 また地域の生にが支給決定する。 また地域の生にが支給決定する。 また地域の生にがある。 またがの国庫負担を原則とし、無理な場合でも、おおは、上は国負担を原則とし、無理な場合でも、おおりにいまうはは国負担を原則とし、無理な場合でも、おお前所県での基金化も含め市町村負担をが、都道府県での基金化も含め市町村負担を下げる対応を考えるべき。

なサービス提供のためには、はじめに予算ありきではなく、まずは障害者のニーズを中心に対したがいます。 ではなく、まずは障害者のニーズを中心に対したがでいるというではない。 また、インクルーシブな社とのではない。 また、インクルーシブな社とがではない。 また、インクルーシブな社とがでは、 かくにはない。 また、インクルーシブな社とがでは、 からしまいでは、 たゆうしんせい では、 入所・入院施設へのの復興・新生に向け、入所・入院施設である。 また、インクルーシブな社とが、 からしばん ないきしばん ないきしばん なかましばん なかましばん ないきしばん ないきしばん はみ替えすることも検討すべき。

こうせい ろうどうしょう まも 厚生 労働省 の 主 な こめんと コメント

国庫負担基準については、訪問系サービスについ ざいげん くに ひようふたん ぎむか うらづ 国の費用負担を義務化することで財源の裏付け きょうか いっぽう しょうがいふくし かか べくに ちほうを強化する一方で、障害福祉に係る国と地方 じったい がぎ いってい やくわりぶんたん ぜんてい かぎ 自治体の間の一定の役割分担を前提に、限りある こくひ こうへい はいぶん しちょうそん たい せいさん 国費を公平に配分するため、市町村に対する精算 きじゅん さだ かいご ひつょうど 基準として定めているものであり、介護の必要度がたか もの おお しちょうそん にんずう おう こっこ 高い者が多い市町村にはその人数に応じて国庫 たか ふたん おこな し くに きび 負担をデえる仕組みとなっています。 国 の厳 しい ざいせいじじょう こうりょ こくひ こうへい はいぶん きのう 財政事情を考慮し、国費を公平に配分する機能に ひつよう かんが ついては、今後とも必要と考えられます。

じゅうどしょうがいしゃ わりあい いっていいじょう また、重度障害者の割合が一定以上であること はうもんけいさーびす しきゅうがく こっこふたん 等により、訪問系サービスの支給額が国庫負担 きじゅん ちょうか しちょうそん ちいきせいかっ 基準を超過している市町村については、地域生活 ちいきせいかつ じょせい しえん じぎょう おこな 支援事業により助成を行うとともに、国庫負担 ちょうか しちょうそん しょうがいしゃじり つしえん 基準をなお超過する市町村には、障害者自立支援 とどうふけんききん たいさくりんじとくれいこうふきん 対策臨時特例交付金による都道府県基金を活用し ざいせいしえん おこな た事業により、財政支援を行っています。

つうじょさー びす きょたくさー びすとう ひよう 通所サービスや居宅サービス等の費用について、 しきゅう けってい をごな う 市町村と費用負担を行う市町村が異なった場合、費用負担を行う市にはあい です とう がる 大家 ではいる ではあい です できる でいまり ではいまり ではいない ではいまり とう ではいまり ではらいまり ではらいまり ではらいまり ではらいまり ではいまり ではらいまり ではいまり ではいまり ではらいまり ではらいまり ではいまり ではいまり ではいまり ではいまり ではいまり ではいまり ではらいまり ではい

しんちょう けんとう ひつよう かんが 慎重な検討が必要と考えられます。

ょうこく かいとうかしょ 報 告の該 当箇所

^{こうせいろうどうしょう おも こめんと}厚 生 労 働 省の主なコメント

- じりつ しぇんきょっきかい ○ 自立 支援協議会にお とうじしゃさんかく ける当事者参画について
 - じゅうど しょうがいしゃ 重度障害者も含めた tat を は は とうばしゃ は な な 障害 当事者 や かぞく さんかく ぎ む づ 家族などの参画義務付け めいき ちいきじりつしえんきょうを明記。地域自立支援協 ぎかい しょうがい ふくし けいがく 議会 は 障 害 福祉 計 画 の さくてい じっしつてき 策定に実質的に関与す とどうふけん ることを、また、都道府県 じりつ しえんきょう ぎかい ぜつ 自立 支援協 議会 は 絶たいまう いまく しょうがいしゃ 対数が少ない障害者の さんかく ほしょう こういきてき 参画保障と広域的 せんもんてき じょうほう ていきょう 専門的な情報提供と じょげんやくわり は 助言役割を果たすこと、 じゅうよう が重要。
- じりつしえんきょうぎかい へいせい 自立支援協議会については、平成22年12 がつ ぎいん りっぽう せいりっ しょう 月 に議員 立法により成立した「障がい しゃせいどかいかくすいしんほんぶなど けんとう 者制度改革推進本部等における検討を踏まえ しょうがいほけんふくししさく みなお あいだ て障害保健福祉施策を見直すまでの間において しょうがいしゃとう ちいきせいかつ しえん かんけい 障害者等の地域生活を支援するための関係 ほうりつ せいび かん ほうりつ じりつ 法律の整備に関する法律」において、 自立 ちほうこうきょう 支援協議会が法律上位置づけられ、地方公共 ぜんたい じりっしえんきょうぎかい お団体は自立支援協議会を置くことができること とされたところです。

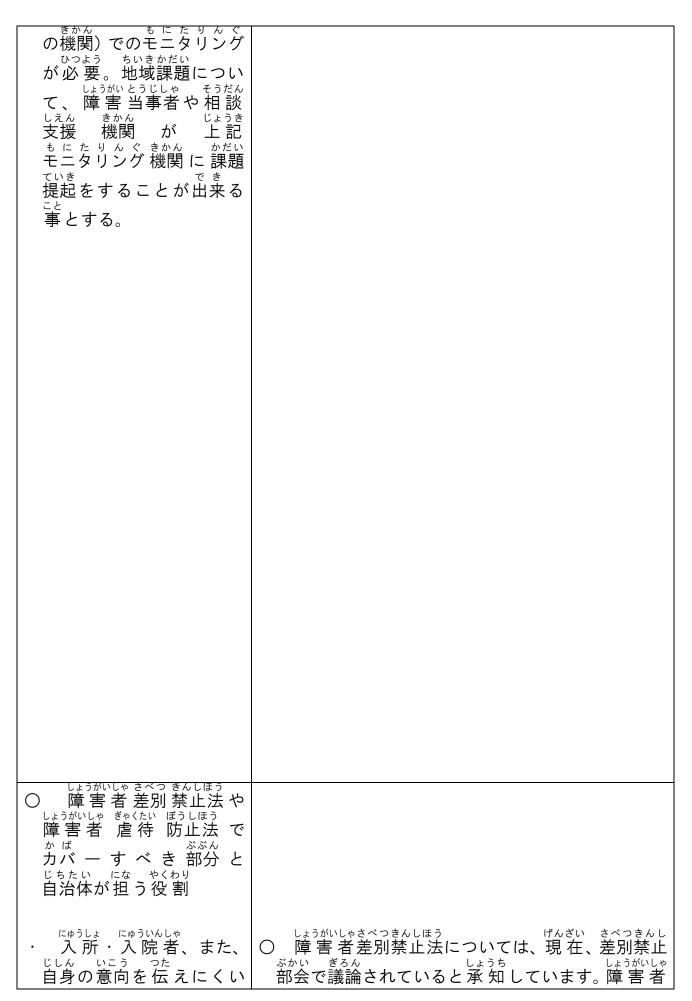
また、自立支援協議会を設置したときは、 しちょうそんしょうがいふくしけいかく さだ また へんこう はっちょうそんしょうがいふくしけいかく さだ また へんこう でりつしえんきょう でりつしえんきょう とする場合において、あらかじめ、自立支援協ったところです。

じりっしえんきょうぎかい ちいき かんけいきかん 自立支援協議会は、地域の関係機関による ねっとカー 〈こうちく ちいき しゃかいしげん かいはっ ネットワーク構築や地域の社会資源の開発など きのう にな みぢか ぎょうせい の機能を担っていますが、できるだけ身近な行政 みぢか ちほうこうきょうだんたい ゆだ は身近な地方公共団体に委ねることを基本とす るという地方自治の考えの下、 うんえいほうほう その運営方法、 いいんこうせいとう かくちほうじちたい ちいき 委員構成等について、各地方自治体において地域 はんだん じっじょう ふ はんだん てきとう かんが の実情を踏まえ判断することが適当と考えら れます。

- で サービスの質の確保等 のための苦情解決と 第三者評価の仕組みについて
 - きばんせいび りょうてき かくほ 基盤整備(量 的な確保) なか しつ が進まない中での質の かくほ 確保はあり得ない。また、 くじょう かたち もんだいか 苦情という形で問題化 だんかい いぜん する以前の段階での、 しょうがい とうじしゃ 障害 当事者 とそ の かんけいしゃ はなし 関係者からの話をじっ り添い型の相談支援の ひつよう 仕組みが必要である。そ うえ じっさい の上で、実際に起こって くじょう しまった苦情について けんりほしょう じったい は、実態として権利保障 するための苦情解決に む たいおうきかん ひつよう 向けた対応機関が必要。
- もにたりんぐきかん
 モニタリング機関や
 ふふくしんさくじょうかいけつ
 不服審査・苦情解決・けんりようごきかんしつようせい 権利擁護機関の必要性に
- ふふくしんさ けんりようご 不服審査や権利擁護に関 そうだん しえん しては、相談支援との ふふく もうしたて しえん れんけい 連携や不服申立の支援 とう もと しょうがい 等が求められる。障害 ふくしけいかく かん 福祉計画に関しては、 しちょうそん たんい 市町村単位 しんぎかい た ごうぎせい (審議会その他の合議制

しつ かくほとう さーびす サービスの質の確保等の取り組みについては、 げんこうせいど じぎょうしゃ くじょうしょり まどぐち 現行制度でも事業者ごとに苦情処理の窓口を せっち とうひつよう そち 設置する等必要な措置を講ずることとされてい ることや各障害福祉サービス事業所ごとに しえん けいかく さくせい とう かくりようしゃ こべつ おこな 各利用者の個別の支援計画の作成等を行う さ 一 び す かんりせきにんしゃ はいち ービス管理責任者が配置されていることと併 ふくしさ - び す だいさんしゃひょうかじぎょう ふふくもうしたて せて、福祉サービス第三者評価事業、不服申立 かんけいせい ふく けんとう ひつよう かんが 制度との関係性も含めて検討が必要と考えら れます。

しょうがいしゃきほんほう モニタリング機関等については、障害者基本法かいせいあん 改正案では、国及び地方公共団体に障害者 きほんけいかく かん いけん の じっしじょうきょう かんし 基本計画に関し意見を述べ、実施状況の監視を おこな しょうがいしゃせいさくいいんかいとう お 行う障害者政策委員会等が置かれることになっており、整理が必要と考えられます。



しょうがいしゃ 障害者に関しては、 だいさんしゃ ほんにん いこう 第三者が本人の意向を لح しえん しく くみ取る支援の仕組み くれる しえんきかん ほうもん (相談支援機関の訪問 ぉ ん ぶ ず ぱ ー そ ん せいど や オンブズパーソン 制度 そうせつ ひつよう の創設)も必要。また、 さべっ きんし いしき けいはっ 差別 禁止 の 意識 啓発 や あっせん ちょうせい もくてき 斡旋・調整を目的とし じちたい れべる じょうれい た 自治体 レベル の 条 例 せいてい たいせつ 制定も大切。

きゃくたいほうしほう 虐待防止法については、先日、国会において議員 りっぽう せいりっ へいせい ねん がっ 立法により成立し、平成24年10月からの しこう よてい 施行が予定されています。

#いしんかびょういん せいしんほけんおよ せいしん 精神科病院については、精神保健及び精神しょうがいしゃふくしほう しょうわ ねんほうりっだい ごう だい障害者福祉法(昭和25年法律第123号)第12条に基づき都道府県に設置される精神医療しんさかい どくりつ だいさんしゃきかん もう 審査会が独立した第三者機関として設けられているところです。

りょうしゃふたん ぶかいさぎょう ち ー む ほうこくしょ 4 「利用者負担」部会作業チーム報告書について

そうろん 【総論】

だい 第 5 回 部 5 に かい ぶか 5 回 部 そ かい で だ 第 5 に かい ち に かい 第 7 回 が 会 に かい 第 7 回 が 会 が ま で あうどうしょう が 示 し た ま ま かりゅうい な の 意 点

- しょうがいしゃせいどかいかく すいしん きほんてき ほっこう 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向 control なん がっ にちかくぎけってい について」(平成22年6月29日閣議決定)において、
 - ・ 応益負担を原則とする現行の障害者自立しえんほうへいせい ねんほうりっだい 立法とは (平成17年法律第123号)を廃止し、支援法(平成17年法律第123号)を廃止し、せいど たにま しえん ていきょう ここ に一で はとり を廃す しまん ていきょう ここ に一で はとり を廃す しょうがいしまんたいけい せいびとう ないませいかっしえんたいけい せいびとう ないと おいた地域生活支援体系の整備等を内容とむ ついた地域生活支援体系の整備等を内容とむ しょうがいしゃそうごうふくしほう かしょう けんとう おこな の しょうがいしゅっ な検討を行い、平の 第一次意見に沿って必要な検討を行い、平の はこう あざ 施行を目指す

とされている。

- (注 1) 平成 2 2 年 4 月 から、低所 得(市町村民 ぜいひかぜい しょうがいしゃとう ふくしさ ー びす かか 税 非課税)の障害者等につき、福祉サービスに係りようしゃふたん むりょう る利用者負担を無料としている。
- (注2) 平成22年12月に成立した「障がいたせいとかいかくすいしんほんぶなど けんとう かなま 者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間においてにようがいしゃとう ちいきせいかつ しえん かんけい 障害者等の地域生活を支援するための関係ほうりつ せいび かん ほうりつ せいび かん ほうりつ せいび かん ほうりつ せいび かん ありょうしゃふたん おうのうふたん げんそく ついては、応能負担を原則にすることとされている。

- - しょうがい ひと たいとう びょうどう ほしょう 管害のない人との対等・平等を保障するたい ひと にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ めには、障害のある人の日常生活や社会生活 たい しえん こうてきしえん りょうりょう むりょう に対する支援は、公的支援とし、利用料は無料と

すべきである。

- しょうがい ともな ひつよう しえん 障害に伴う必要な支援として、6つの分野に 整理
- そうだん せいどりよう 相 談 や制度利用のための支援
- こみゅにゖーしょん コミュニケーションのための支援
- におじょうせいかつ おく しえん ほそうぐ しきゅう 日常生活を送るための支援や補装具の支給
- Leahur tunho hozei ak like Like 社会 生活 · 活動 を 送 る た め の 支援
- ろうどう こよう しえん
- 労働・雇用の支援 ^{いりょう} りょびりてーしょん しえん 医療・リハビリテーションの支援

厚生 労働省 の 主 な こめんとコメント

- ねん 平成22年4月から、低所得(市町村民税 ひかぜい しょうがいしゃとう ふくしさーびす かかか 非課税)の障害者等につき、福祉サービスに係る りょうしゃふたん むりょう しょうがいふくしさ - びす利用者負担を無料としています (障害福祉サービス りょう しょうがいしゃ を利用する障害者のうち、85.8%の利用者が むりょう さーびす じゅきゅう そうひょうがく し無料でサービスを受給。また、総費用額に占めるりょうしゃふたんがく わりあい 利用者負担額の割合は、0.39%。(平成23年 2 月))。
- がつ へいせい せいりつ ねん また、平成22年12月に成立した「障がい しゃせいどかいかくすいしんほんぶなど けんとう 者制度改革推進本部等における検討を踏まえて しょうがい ほけん ふくし しさく みなお 障害保健福祉施策を見直すまでの間において しょうがいしゃとう ちいきせいかつ しえん かんけいほうりつ 障害者等の地域生活を支援するための関係法律 ほうりつ りようしゃふたん の整備に関する法律」により、利用者負担について おうのうふたん げんそく は、応能負担を原則にすることとされています。
- さら ふたんのうりょく これを更に負担能力がある方まで無料とするこ いりょう かいご ほか とについては、医療や介護をはじめ、他の法律や はいど せいごうせい もと 制度との整合性が求められると考えられます。 他の法律や しょうがい かた しえん すべ むりょう 障害のある方についての支援のみ全て無料とする ことについては、国民的な議論が必要と考えられ

ます。

かくろん 【各論】

厚生労働省の主なコメント 報告の該当箇所 おうえきふたん もんだいてん 応 益負担の問 題 点 はいぐうしゃ みんぽうじょう ふじょぎむ わり たとえ、1割であっても、 ○ 配偶者については、民法上、扶助義務が課せ られていること(民法第752条)などを考慮し ふたん ほんにん その負担を本人ならびに ふたんじょうげんげつがく さんてい さい せたい たいしょうて、負担上限月額を算定する際の世帯の対象と はいぐうしゃ ふく ほか かぞく 配偶者を含む他の家族 に課すべきではない。 しているものです。 ふたん けいげん さく 負担軽減策の効果と もんだいてん 問題点 まいねんど せいど みなお 毎年度、制度が見直され ぜんれい じたい るという前例のない事態 支援法の施行前後におけるサービスの利用者の実 ふたんがく ちょうさ ほうしこう えいきょう 負担額を調査するなど、法施行による影響やじったい、はあく うえ るいじふたんけいげんさく こう が続いた要因は、 こうろうしょう せいど 厚労省が制度による 実態を把握した上で、累次負担軽減策を講じて えいきょう じったい じゅうぶんはあく 影響や実態を十分把握 きたところです。 おうえきふたん することなく、応益負担 の根本的欠陥にメスを へいせい ねん がつ ていしょとく しちょうそんみん 平成22年4月からは、低所得(市町村民 い sind lpjsk 入れずに部分的な修復 ぜいひかぜい しょうがいしゃとう ふくしさーびす かか 税非課税)の障害者等につき、福祉サービスに係 りょうしゃふたん むりょう る利用者負担を無料としています。 にとどめたからであった。 へいせい ねん がつ せいりつ しょう 平成22年12月に成立した「障がい しゃせいどかいかくすいしんほんぶなど けんとう ふ 者制度改革推進本部等における検討を踏まえて しょうがいほけんふくししさく みなお あいだ 障害保健福祉施策を見直すまでの間において しょうがいしゃとう ちいきせいかつ しえん かんけい 障害者等の地域生活を支援するための関係 ほうりつ せいび かん ほうりつ りょうしゃふたん 法律の整備に関する法律」により、利用者負担に おうのうふたん げんそく ついては、応能負担を原則にすることとされてい ます。

- しょくひ こっねつすいひ そっけい の 食費、光熱水費、送迎 りょうりょうとう じっぴふたん 利用料等の実費負担の かた もんだいてん あり方と問題点
 - ・ 実費負担を課す場合、そ 実費負担を課す場合、それが適切な負担であるかいなりできませる。 もせいどできませいするかいなかられる。 ことが求められる。

きゅうしょくひ きゃんせるりょう 給食費のキャンセル料 じぎょうしょ を課している事業所は しょくざいひ 多くあり、しかも食材費 じんけんひ だけでなく人件費も含め きゃんせるりょう ちょうしゅう たキャンセル料を徴収し ている事業所が存在し ふたん かた た。こうした負担のあり方 てきせつ きじゅん について、適切な基準を 設ける必要がある。

- げんこうせいど しょうがいしゃしせつ にゅうしょしせつ 現 行制度 (障害者施設)の入所施設の食費・ こうねつすいひ じっぴふたん 光熱水費の実費負担については、58,000円 がく しせつ げんど せってい を限度として施設ごとに額が設定されることと なっていますが、低所得者に対する給付につい ひよう きじゅんがく えん ては、費用の基準額を58,000円として設定 ふくしさ - びすひ ふたん しょくひ こうねつすいひ 福祉サービス費の負担と食費・光熱水費の じっぴふたん すく てもと 実費負担を合わせても、少なくとも手元に25, 000円が残る形で補足給付が行われていま す。
- (注 1) 急病等によりその利用を中止した日の ぜんぜんじつ ぜんじつまた とうじつ ちゅうし れんらく 前々日、前日又は当日に中止の連絡があ さんていかのう った場合について算定可能としています。 ちゅう けっせき じ たいおう かさん さんてい ばあい (注 2) 欠席時対応加算を算定する場合は、
- がいどへるぱ にゅうじょうりょう こうつうひ ガイドヘルパーの入場料や交通費については、 こんご さべつきんしぶかい けんとう ごうりてき 今後、差別禁止部会において検討される合理的はいりょ かんが かたとう ふ けんとう ひつよう かんが 配慮の考え方等を踏まえた検討が必要と考えられます。

として公的に保障され	
るべきである。	

そうろん 【総論】

- まっしゅっ しはらいほっしき 報酬の「支払方式」
- 人 材確保・育 成
- - ・ 障害者自立支援法では、利用者がサービスを せんたく たよう さーびす く あ りょう 選択 し、多様なサービスを組み合わせて利用す のばら ほうしき にっちゅう ることができるよう、「日払い方式」や、「日中と やかん わ さーびすたいけい 夜間」に分けたサービス体系としている。
 - ・ 「月払い」に戻した場合、利用者が月に数けりようしゃ かりょうしゃ かりょうしゃ かりょうしゃ かりょうしゃ かっとう で かっとう さ が が まずか の 月 分 の 費用を支払う こととなる まゅうふひ りょうしゃ かっぱり まずか が 大 を避ける方法 かず しいという課題がある。
 - ・ 労働環境の整備の推進や、キャリアパスにたいおう けんしゅうたいけいとうきゃりあっている にたいおう けんしゅうたいけいとうきゃりアアップの仕組みの対応した研修体系等キャリアアップの仕組みのできた。 ふくしん かいごさ 一 じんざい 有 変格者等の参入の促進、多様な人材ののもんにゅう さんにゅう さんしんとう かくしんとう かんにゅう さんかく そくしんとう かんにゅう さんかく そくしんとう かんにゅう さんかく そくしんとう かんにゅう さんかく そくしんとう

くべきである。

・ きゃりあるのうりょく みぁ きゅうよたいけい てきせつ・ キャリアと能力に見合う給与体系、適切なきゅうよすいじゅん かくほ てきせつ ほうしゅう 給与水準を確保するために、適切な報酬をせってい 設定すべきである。

とされている。

ぶかい さぎょう ち ー む ほうこく 部会 作業 チームの報告 ぽいんと のポイント

- - しょうがいふくし じゅうじ もの きゅうよ こっかこうむいん 障害福祉に従事する者の給与を国家公務員の

ふくししょくほうきゅうひょう どういつ ほうしゅうすいじゅん ほうしゅう 「福祉職 俸 給 表」と同一の報酬水準の報酬 しはら そうごうふくしほう きてい が支払われるものと総合福祉法で規定する。

・ スウェーデンの「労働者手帳制度」をヒントと、スウェーデンの「労働者手帳制度」をヒントと、 ふくしろうどうしゃてちょう せいど つく ろうどう ひょうかし、「福祉労働者手帳」制度を作り、労働を評価 しょくば うつ らんく おして、他の職場に移ってもランクが落ちない仕組みとする。

- (Bうしゅう しはら ほうしき つきばら ひばら ○ 報酬の支払い方式「月払い、日払い」
 - しせつけいじぎょう ・ 施設系事業については、「利用者個別給付 ほうしゅう しせつ じぎょう うんえいほうしゅう たいべつ 報酬」と「施設(事業)運営報酬」に大別し、 おおむ ぜんしゃ わり げんそくひばら こうしゃ わり 概ね、前者を2割(原則日払い)、後者を8割 ていど げんそくつきばら 程度(原則月払い)とする。
 - ・ 在宅系事業については、「通所・短期型」と ざいたくほうもんがた たいべつ ぜんしゃ しせつ 「在宅訪問型」に大別し、前者については施設 けいほうしゅうたいけい じゅん せってい こうしゃ 系報酬体系に準じて設定し、後者については ひわ 日割りとする。
- しかくょうけん しんぷるか かた ○ 資格要 件のシンプル化とあり方
 - しんざい とうよう しかく げんてい まぐち ひろ 人材の登用は資格に限定されず、間口は広く取る。
 - ・ 当事者の立場に立つ地域移行を実現するため ・ 当事者の立場に立つ地域移行を実現するため そうだんしえんせんもんいん せいど そうせつ 「相談支援専門員」制度を創設する。
 - * でん でしゃかいふくしし せいしんほけんふくしし とう ・ 既存の「社会福祉士」、「精神保健福祉士」等を はってんてき とうごう ほうこう 発展的に統合していく方向とする。

こうせい ろうどうしょう おも 厚生 労働省 の 主 な こめんと コメント

- 「福祉職 俸 給 表」の法定化については、医療やじどうふくし こうれいしゃふくし さら ほか ぶんや はたら かた 児童福祉・高齢者福祉、更には他の分野で働く方とせいごうせい みんかんじぎょうしゃ しょくいんきゅうょすいじゅん くにの整合性や民間事業者の職員給与水準を国がきせい だとうせいとう かんが 現制することの妥当性等を考えると、難しいのではないかと考えられます。
- ふくしろうどうしゃてちょう せいど きゃっかんてき 「福祉労働者手帳」制度については、客観的に ろうどう ひょうか さら さら ひょうに労働を評価できるのかなど、更なる けんとう ひつよう かんが 検討が必要と考えられます。
- 報酬の改善には、財源も踏まえた検討が必要 と考えられます。
- 報酬の在り方については、事業所の経営実能、事業所の相別では、事業所の経営実施、事業がある。 なき で がまり りょう じったいとう の名 観的、具体的な を もと で で で の 利用 実態 等の 客 観的、具体的で で で の 利用 実態 等の 客 観的、具体的で で で の もと が 必要と 考えられます。 また、 例えば、加算をなくした場合には、 ないちりつ また、 例えば、加算をなくしたもり で ははいちで しんもしょく 中 門 で と なる ことで 専りゅうい すんとう がなくなる 等の ことに 留意 が なくなる けんとう が と考えられます。 必要があり、個別に慎重な検討が必要と考えられます。
- 日払い、月払いについては、日払いとしたことの めりっと りょうしゃ せんたく し さーびす くみあわ メリット (利用者の選択に資するサービスの組合せ とう ふ けんとう ひつよう かんが 等)も踏まえた検討が必要と考えられます。 ざいたく ほうもんけい げんざい じかんたんい 在宅・訪問系については、現在は時間単位の ほうしゅう ひっとうせい 報酬としており、日割りとすることの必要性・
 - ついて検討が必要と考えられます。

まえた幅広い検討が必要と考えられます。 しゃかいふくしし せいしんほけんふくしし こっか また、社会福祉士、精神保健福祉士といった国家しかく かんけい おのおの しかくせいど しゅし ふ 資格との関係は、各々の資格制度の趣旨を踏まえたしんちょう けんとう ひつよう かんが 東と考えられます。

^{かくろん} 【各論】	
報告の該当箇所	こうせいろうどうしょう おも こめんと 厚生労働省の主なコメント
○ 事務量増大の解消策	
げんざい ふくざつ ほうしゅうか 現在の複雑な報酬加 きんせいど きほんほうしゅう く 算制度を、基本報酬に組 い み入れる。	できせつ しえん しつ たか じ 加算については、適切な支援や質の高い事 ではうしゃ ひょうか しかた 業者を評価するものであり、その評価の仕方については、検討が必要と考えられます。
じぎょう き ぼ おう じ む ・事業規模に応じた事務 しょくいん はいち ほうしゅうふ よ 職員の配置と報酬付与。	じむしょくいん かか ひょう 事務職員に係る費用については、現行の報酬 なか こうりょ の中で考慮されているところです。
	(まうしゅう かいぜん ざいげん ふ けんとう () 報酬の改善には、財源も踏まえた検討が いつよう かんが 必要と考えられます。
	は まうしゅう あ かた じぎょうしょ けいえい
	れます。 tel かさん ばあい ひょうか また、例えば、加算をなくした場合には、評価が せんもん しょく はいち 一律 と な る こ と や 専門 職 を 配置 す る いんせん ていぶとう インセンティブ等がなくなる等のことに留意 オ ひつよう しんちょう けんとう ひつよう かんがる 要があり、個別に慎重な検討が必要と考え
	られます。
しょうがいしゃ ちいき じりっ しえん	
・ 2013年より10カ年 けいかく さくてい しせっ これき にゅうしょ へ が らし、 施設 の 新規 入所 を 減 らし、 ちいき せいかつ いこう 地域 生活 移行の ための	しょうがいしゃちいきじりつしえんたいせい かねんけいかく
ほうかってき か ぐたいてき 包括的 且 つ 具体的 な	るのかについて、検討が必要と考えられます。
3 5	

プランとして策定する。 「地域 生 活 移行 支援 せんた センター」の設置・整備 ちいきせいかついこうしえんせんた ○ 「地域生活移行支援センター」については、相談しえんことぎょうしゃ しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえんせんた とう 支援事業者、障害者就業・生活支援センター等かんけいせいり ひつよう かんが との関係整理が必要と考えられます。 tivld lajivle ちてき 精神障害者や知的 おな 障害者にとっては、同じ はないが、まんっしまんで関 職員がマンツーマンで関 しんらいかんけい かくりっ わり、信頼関係が確立 しょうがいしゃ した中でこそ、安心して そうだん 相談できる。担当員が できる。 関わり、 とうじしゃせい とうじしゃせい にーず 当事者性 と ニーズ 必要である。

^{そうろん} 【総論】

はまっかいしゃきほんほっ かいせい あ 障害者基本法改正に当 こうせいろうどうしょう だいたって厚生労働省が第たって厚生労働省が第 28回推進会議に示して まも りゅういてんとう いた主な留意点等

ううどうおよ こよう 労 働 及 び雇用

ふくしてきしゅうろう じゅうじ しょうがいしゃ たい (いわゆる福祉的就労に従事する障害者に対するうどうほうき てきよう ちんぎんほてん こようぎむ たいしょうる労働法規の適用、賃金補填、雇用義務の対象としょうがいしゃ はんいおよ ごうりてきはいりょなる障害者の範囲及び合理的配慮について)

- でいるうせいど ろうむ ていきょう けいたい ほうしゅう 現行制度でも、労務提供の形態や報酬の かんれん しょようそ かんれん り 務対償性及びこれらに関連する諸要素を勘案 そうごうてき はんだん しょうがい して総合的に判断し、障害の有無に関わらず とっしってき しょうじゅうぞくせい みと ま質的な使用従属性が認められる場合は、労働 まじゅんほうじょう ろうどうしゃ がいとう てん りゅうい 基準法上の「労働者」に該当する点に留意する必要がある。
- ふくしてき しゅうろう じゅうじ 現行の福祉的就労に従事している障害者を ろうどうしゃ せいり ばあい ろうどう けいやく 労働者として整理する場合には、労働契約の しゅうぎょう ぎ む およ ちんぎんしはらい ぎ む ていけつ 締結により、就業義務及び賃金支払義務その他 けんり ぎ む かんけい ろうどう かんけい 労働関係における権利義務関係をあらかじめ めいかくか もでるろうどうけいやく 明確化することが必要である(モデル労働契約の せいびとう 整備等)。
- ろうどうきじゅんほうじょう ろうどうしゃ がいとう 労働基準法上の「労働者」に該当する障害者 労働契約上の義務を負い、 その義務に違反し はあい いってい せきにん お てん でん でん はあい いってい せきにん お でん た場合、一定の責任を負うこととなる点について りゅうい ひつよう いっぽう げんこう ふくしてき も、留意する必要がある。一方、現行の福祉的 しゅうろう じゅうじ しょうがいしゃ ろうどうしゃいがい もの 就労に従事している障害者を労働者以外の者と せいり ばあい ろうどうけいやく ろうどうしゃせい して整理する場合には、労働契約(労働者性)の じっしつてき ようそ しゅうろうぎ むおよ ちんぎんしはらいぎ む 実質的な要素(就労義務及び賃金支払義務)が しせつ しょうがいしゃ ほうてきかんけい けいやく 含まれないよう、施設と障害者の法的関係(契約 ガんけい せってい ひっょう こうちん 関係)を設定する必要がある(「工賃」といった こしょう みなお 呼称の見直し等)。

- 賃金補填については、同一労働同一賃金の下 ほてん もの もの 補填を受ける者とそうでない者との間の じぎょう ぬし しょくば かいぜん とう 公平性や、事業主による職場改善等の いんせんていぶ ざいげん しょうがいねんきん ふく しょとくインセンティブ、財源、障害年金を含めた所得 しんちょう けんとう ほしょう かんてん そうごうてき ひつよう 保障の観点など総合的かつ慎重な検討が必要 ひつよう りゅうい であることに留意する必要がある。
- しょうがい ていぎ しょくぎょうじょう こんなん 「あらゆる障害」の定義や「職業上の困難さに ちゃくもく しょうがいにんてい ていぎおよ ぐたいてきほうほう あき 着目した障害認定」の定義及び具体的方法が明 らかではないが、雇用義務の対象範囲については、 みんかんきぎょう ぎむ か ほうてきあんていせい 民間企業に義務を課すものであり、法的安定性、 こうへいせい かくほ ひつよう 公平性が確保される必要があることに留意が ひつよう 必要である。
- 合理的配慮及び必要な支援について、何が ごうりてきはいりょ なに ひつよう しえん がいとう 合理的配慮であり、何が必要な支援に該当するの じっししゅだん じっししゅたい か、また、その実施手段や実施主体などについて、 ぐたいてき あき ひつよう 具体的に明らかにしておく必要がある。

こうどうさぎょう ちー む ほうこく 合同作業チームの報告 ぽいんと のポイント

- ー そうごうぶくしほう ふく じこう ○ 総合福祉法に含めるべき事項

 - ろうどうしさく ふくししさく いったいてき てんかい 労働施策と福祉施策を一体的に展開すること しゅうろうけいじぎょう しゅうろう しょうがいしゃ により、「就労系事業」で就労する障害者に

かくしゅじょせいそ ち てあて ねんきん しょとくほしょうせいど 各種助成措置、手当や年金など所得保障制度な がんこうじゅ みんじゅ ゆう どを組み合わせること、および官公需や民需の優せんはっちゅう しごと あんていかくほ 先発注などによる仕事の安定確保などにより、 さいていちんぎんいじょう ちんぎん かくほ ろうどうほう てきよう 最低賃金以上の賃金を確保し、労働法を適用する。

- - ・ 障害者権利条約第27条で求められる差別の きんし しょくば ごうりてきはいりょ ていきょう かくほ 禁止や、職場における合理的配慮の提供の確保な きてい もう どにかかる規定を設ける。
 - ・ 雇用義務の対象を、精神障害者を含むあらゆ しゅるい しょうがいしゃ ひる しゅうぎょうひっよう しえん る種類の障害者に広げ、就業上必要な支援を あき そうごうてき あせすめんと しく 明らかにする総合的なアセスメントの仕組みを せいび 整備する。
 - こようりつ ひ あ のうふきんせいど のうふきん 雇用率 (引き上げ) および納付金制度 (納付金のがく じょせいきん たいしょうはんい きゅうふきかん みなお 額や助成金の対象範囲と給付期間)を見直す。
 - しゅうろうけいじぎょう とう みんかんきぎょう はっちゅう 「就労系事業」等への民間企業からの発注 かくほ ではっちゅうがく おう こようりっ さんてい を確保するため、発注額に応じて雇用率に算定ではってん かくだい きる制度や「施設外就労」などを発展・拡大し、 すい きょうりょくきぎょう こようりつ さんてい せいど 受け入れ協力企業の雇用率に算定できる制度をどうにゅう 算入する。
- こんご けんとうかだい今後の検討課題
 - ・ 「就 労 系 事 業」にかかるパイロット・スタディ じっし こうか けんしょう を実施し、効果を検 証する。
 - ・ 推進会議のもとに就労部会または就労検討 を せっち しゅうろうけいじぎょう チームを設置して、「就労系事業」にかかる もでるじぎょう けんとうかだい モデル事業の検証も含む、検討課題についての ぎろん ふか けつろん え 議論を深め、結論を得る。

こうせい ろうどうしょう しゅ 厚生 労働省 の 主 なこめんと コメント

- 総合福祉法に含めるべき事項
 - しゅうろうけいじぎょう ぐたいてき ないよう 「就労系事業」の具体的な内容などに関する じつげんか ふぉろ けんとうかだい 検討課題について、フォローし、実現化をめざす ための新たな検討体制づくりをするということ ですが、障害者総合福祉法(仮称)の制定に当 なに みなお たっては、何をどのように見直していくかなど、 ぐたいてき かいかく ないよう めいかく 具体的な改革の内容が明確にならなければ せいどせっけい むずか かんが 制度設計は難しいのではないかと考えられます。
 - しゅうろうけいじぎょう じゅうじ しょうがいしゃ ろうどうほうき 就 労 系 事 業 に 従 事 する 障 害 者 に 労 働 法規を てきょう 適 用 することについては、
 - ・ 現行制度では障害の有無に関わらず実質的 しょうじゅうぞくせい みと ばあい ろうどうな 使用 従属性 が認められる場合は、労働 きじゅんほうじょう ろうどうしゃ がいとう 基準法上の「労働者」に該当するとされていること
 - ・ 就労系事業に従事する障害者を労働者として整理する場合には、労働契約の締結により、就業義務及び賃金支払義務その他労働関係における権利義務関係をあらかじめのいかくかり、であることが必要であること

りゅうい ひつよう かんが についても、留意が必要と考えられます。

「労働法規の一部適用」については、労働 まじゅんほうじょう ろうどうしゃ がいとう はあい 基準法上の「労働者」に該当するとされた場合 ろうどうきじゅんかんけいほうき ぜんめんてき てきょう には、労働基準関係法規が全面的に適用され してなっており、選択的に一部適用することになっており、選択的に一部適用すること あうどうしゃほご かんてんとう みと は、労働者保護の観点等から認められないこと りゅうい ひつよう かんが に留意が必要と考えられます。

- - こようぎむ たいしょう しょうがいしゃ かくだい 雇用義務の対象をあらゆる障害者に拡大する じぎょうしゅ かだい ふたん ことについては、事業主への過大な負担となるお とく しえん ひつよう じゅうどしょうがいしゃとう こょう それや、特に支援が必要な重度障害者等の雇用 りゅうい ひつよう 促進を阻害するおそれがあることに留意が必要と考えられます。
 - したがままうじょうひつよう しえん あき なうごうてき なき なき と 大き と と と と の と と で で は 、 地 す かんけい で しまうがい きょうがい さいっとくむ かんけい で 、 同 じ 障害 を持つ 労働者 で で 、 同 じ 障害 を持つ 労働者 を で 、 で 、 ななんど が と の関係 こんなんが 異なるため、 客 観 ま生活上の困難度が異なるため、 客 観 またんだん 野価指標づくりが困難であることや、またんだん で は りゅうかい で ままれ で きょうかし しょうがい と で あるか かき ないこと など が 考えられ、 法 と い ことなど が 考えられ、 さいせい りゅうい 必要と考えられます。

と考えられます。

- ・ 法定雇用率は、働く意欲のある障害者や ・ 法定雇用率は、働く意欲のある障害者や ・ 労働者の数に変化があれば、上下するものである ・ りゅうい ひつよう かんが ことに留意が必要と考えられます。また、納付金 せいど みなお あ ごうりてきはいりょ ぎもか 制度の見直しに当たっては、合理的配慮の義務化 を併せて検討が必要と考えられます。
- はっちゅうがく こようりつさんていせいど どうにゅう 発注額の雇用率算定制度などの導入について は、雇用以外の手段によって雇用率を達成しよう とする企業が多くなり、制度目的が達成されな ちゅん ままょう おお とする企業が多くなり、制度目的が達成されなくなるおそれがあることや、「雇用関係」には賃金 あんぜんはいりょとう こようかんり じんてきしえんのみならず、安全配慮等の雇用管理や人的支援 のみならず、安全配慮等の雇用管理や人的とう ふく ちょう なん ちゅう ふく ちょう かんが 必要と考えられます。

こんご けんとうかだい **今後の検討課題**

- ・ 試行事業の実施にあたっては、上記の賃金補填が分 まずいでん くわ こうひ とうにゅう に関する留意点に加え、公費を投入することの ぜんてい ゆうこうせい じつげんかのうせい けんとう じゅうぶん 前提となる有効性や実現可能性の検討が十分 になされているかなどにも留意が必要と考えられます。
- ろうどう こようぶんや かん じゅうようじこう なお、労働・雇用分野に関する重要事項につ ろうどうせいさくしんぎかい しんぎ へ ひつよう いては、労働政策審議会の審議を経る必要がありゅうい ひつよう かんが ることに留意が必要と考えられます。

ょうこく がいとうかしょ 報 告の該 当箇所

こっせいろうどうしょう おも こめんと 厚 生 労 働 省の主なコメント

- l はじめに もんだいにんしき (問題認識)
- しょうがいしゃこようしゃすう すいい 【障害者雇用者数の推移】
- にようようろうどうしゃすう常用労働者数55 しょうきぎょう 以下 の 小企業 で は しょうがいしゃ こようすう おお 障害者の雇用数が大き きぎょうぜんたい げんしょう く減少し、企業全体で しょうがいしゃこようすう みると障害者雇用数は、 きんねん げんしょう 近年かなり減少してい る。
- うがいしゃこよう じったいちょうさ ねん 障害者雇用実態調査は、5年に1度、事業所 さ ん ぷ る ちょうさ ちんぎん ろうどうじかんとう こよう のサンプル調査により、賃金、労働時間等の雇用 しつ はあく しゅ もくてき じっし の質を把握することを主目的として実施してい こよう しょうがいしゃすう ます。したがって、①雇用されている障害者数に ついては推計値として算出しているものの、 さんぷるちょうさ ぶれ しょう サンプル調査であるためブレが生じやすいこと、 2毎年、56人以上規模の全企業を対象に行 にんいじょうき ぼ ぜんきぎょう たいしょう おこな こようじょうきょうほうこく こようしゃすう せいかく はんえい われる雇用状況報告は雇用者数が正確に反映 まった せいしつ こと されるものですが、それと全く性質の異なる じぎょうしょたんい きぎょうたんい さんぷる ちょうさ (事業所単位か企業単位か、サンプル調査か まうこく こようじったいちょうさ ひかく ろん ずること報告か)雇用実態調査とを比較して論ずること ふかのう りゅうい ひつよう かんが は不可能であることに留意が必要と考えられま す。
- にゅうろうこうどう きょっち ー む 就 労 合 同 作 業 チーム けっろん せっめい の結論 とその説 明
- そうごうふくしほう かしょう 2.総合福祉法(仮称)の なか しゅうろうじぎょう 中に就労事業などをど う位置づけるか。 しゅうろうけいじぎょう

【就労系事業】

- * 労働 施策 と福祉 施策 を いったいてき てんかい 一体的に展開する新たい ままる ままる な事業として、以下の 3 でいる では ない でいる かん つが提案された。

- であることに留意が必要と考えられます。
- しゃかいてきじぎょうしょ
 社会的事業所については、障害者以外の雇用こんなんのとびと ふく こょうけいやく もと ろうどう 困難な人々も含めて雇用契約に基づいて労働さんか しょうがいしゃこますが、障害者総に参加する仕組みとされていますが、障害者総に参加する仕組みとされていますが、障害者総に移ったしまうがいしゃこようぞくしんほう しょうがいしゃこようを言えるとで書者に対する支援を目的とする法律に、障害者以外の者に関する支援を含む事業内容について規定することの可否についての検討が必要と考えられます。

み。)

- しゃかいてき じぎょうしょ 事業所 社会的 しょうがいしゃ (障害者をはじめとする こよう こんなん ひとびと 雇用の困難な人々が こよう けいやく もと 雇用契約に基づいて ろうどう さんか 1. < 労働に参加する仕組み。 たんぎんほてん ぜんてい 賃金補填は前提としな い。)
- しゃかいしえんこよう おうしゅうとう ③ 社会支援雇用(欧州等 ほ ご こよう で行われており保護雇用 とも呼ばれる。一 いっぱん しゅうろう じえい こんなん 就労・自営が困難な しゅうろう ちんぎん ほてん とう ひつよう で賃金補填等の必要な しえん う はたら ちいき 支援を受けつつ働き、地域 おく 生活を送れるようにする 仕組み。)

さきょう かつどうけいじきょう 【作業・活動系事業】

- - る。
- できょっしえんじきょっ 「作業支援事業」と「活動支援事業」につい しんたいきのうまた せいかつのうりょく こうじょう ては、身体機能又は生活能力の向上のために ひつよう くんれんとう おこな じりつくんれん にゅうよく はい 必要な訓練等を行う「自立訓練」や入浴、排せ また しょくじ かいご そうさくてきかつどうまた せいさんかつどう つ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動 ったいるでいきょうとう おこな せいかつかいご ほか の機会の提供等を行う「生活介護」といった他の さっていきょうとう おこな せいかつかいご ほか の機会の提供等を行う「生活介護」といった他の さービス類型との関係について整理が必要と考 えられます。
- 「就労系事業」で働くことを希望しないいでは、が 「就労系事業」で働くことを希望しないいでは、が 「作業・活動系事業」で活動すると想定されては、が、制度化にあたっては、どのようないますが、制度化にあたっては、どのようなでいますが、制度化にあたっては、どのようなで書者が就労系事業を利用し、どのようないまずがいしゃできまう。かつどうけいじぎょう。りょうで書者が作業・活動系事業を利用することとはなどのようがいる要と考えられます。

しない人が「作業・活動 けいじぎょう かつどう 系事業」で活動すると そうてい 想定。

- しゅうろうけいじぎょう ろうどう 3.「就 労 系 事 業」に 労 働 ほうき てきょう 法規を 適 用 するか。
- 原則として労働法を ○ 原則として労働法を できょう 適用する。
- ととの 必要な条件が整うま いちぶ てきよう では、一部適用により
 あんぜん、けんこうてき、さぎょう あんぜん 安全かつ健康的な作業 ステング ELLzう 条件を保障するという せんたくし けんとう 選択肢も検討する。 はまうらいてき ろうどうじょうけん 将来的には、労働条件 に関する差別禁止や ろうどう **労働** を織り込むなど、労ん 法規を障害者の特性に はいりょ うえ 配 慮したものとした上で ぜんめんてきょう けんとう全面適用を検討する。
- - げんこうせいど しょうがい う む かか じっしつてき 現 行制度では障害の有無に関わらず実質的 しょう じゅうぞくせい みと ばあい ろうどう な 使用 従属性 が認められる場合は、労働きじゅんほうじょう ろうどうしゃ がいとう 基準法上の「労働者」に該当するとされていること

 - 明確化することが必要であること ううどうきじゅんほうじょう ろうどうしゃ ろうどうけいやくじょう 労働基準法上の「労働者」は、労働契約上 ぎむ お はん ばあい いってい の義務を負い、その義務に違反した場合、一定の せきにん お 責任を負うこととなること

りゅうい ひつよう かんが についても、留意が必要と考えられます。

もに、労働・雇用分野における障害を理由とする さべつ、きんし、しょくば、ごうりてきはいりょ、ていきょう 差別の禁止や職場における合理的配慮の提供 がくほうないでは、閣議決定においては、閣議決定において、各省庁において平成24年度内を目途に けつろん。え 結論を得ることとなっていることに留意が必要と考えられます。

- しゅうろうけい じぎょう 「就労系事業」等で あんていかくほ の仕事を安定確保するた かんこうじゅゆうせんはっちゅう め、官公需優先発注の せいどか かんこうじゅ 制度化、官公需における ずいいけいやく そくしん そうごう 随意契約の促進、総合 拠忌 大 パ) ∨ ル ← 、 ・ ひょうかにゅうさっせいど なら 評価入札制度、並びに こようりつせいど りんく 雇用率制度とリンクした みなし雇用制度の導入、 はっちゅう そくしん ぜいせい かくじゅう 発注 促進 税制の拡充 はっちゅうがく おう げんぜい や発注額に応じた減税 せいど そうせつ とう 制度の 創設 等 による みんじゅ はっちゅう そくしんとう 民需の発注の促進等を はか りゃく くわ しゅうろう 図る(略)。加えて、「就労 けい じぎょう しょぞく 系事業」に所属する しょうがいしゃ きぎょうとう なか 障害者が企業等の中で そくしん はたら 働くことを促進するた こようりつ かんさん め、これを雇用率に換算 せいど けんとう する制度を検討する。
- かんこうじゅゆうせんじゅちゅう せいどか かんこうじゅ 官公需優先受注の制度化、官公需における ずいいけいやく そくしんおよ そうごうひょうかにゅうさっせいと 随意契約の促進及び総合評価入札制度くの促進がいた。 発注促進税制の拡充や発注による民需の促進が がいては、公共調達の書きほんできる まり方や他の はないでは、公共調達の基本的な在り方や他の言をいては、公共調達の基本的なをもいては、公共調達の基本的な方や他の言をいては、公共調達の基本的な方や他の言をいては、公共調達の基本的な方や他の言をいては、公共調達の基本的な方や他の言をが近くの間で均衡をおいては、公共調達の基本的な方との間で均衡をいては、公共調達の基本的なをもいたくぜんたいの表によるとの間で均衡をいては、公共調達の基本的なをもいたくがある。
- こようせいど しゅうろうけいじぎょう 「みなし雇用制度」や「「就労系事業」に所属 しょうがいしゃ きぎょうとう なか はたら そくしん する障害者が企業等の中で働くことを促進す るため、これを雇用率に換算する制度」の導入に こよう いがい しゅだん こようりつ ついては、雇用以外の手段によって雇用率を たっせい きぎょう おお せいどもくてき 遠 成しようとする企業が多くなり、制度目的が たっせい 達 成 されなくなるおそれがあることや、 あんぜんはいりょとう かんけい ちんぎん 関係」には賃金のみならず、安全配慮等の雇用 がんり じんてきしえんとう ふく ない かんり じんてきしえんとう ふく です であることを踏ま しんちょう けんとう ひつよう かんが え、慎重な検討が必要と考えられます。

しゅうろうけいじぎょう しゅうろう しゅうろうけいじぎょう りょうしゃふたん しょうがいしゃ 5. 「就 労 系 事 業」で就 労 〇 就 労 系 事 業の利用者負担については、障 害 者

する障害者に利用者負担 もと を求めるか。

りょうしゃふたん はいし) 利用者負担は廃止する。 そっこっぷくしほう かしょう じきょったいけい なか 総合福祉法(仮称)における事業体系の中で しゅうろうけいじぎょう いち た じぎょう の就労系事業の位置づけやその他の事業との かんけい こうりょ うえ けんとう ひつよう かんが 関係も考慮の上、検討が必要と考えられます。

- しゅうろう けいじぎょう ぐたいてき ないよう こんご また、就労系事業の具体的内容は今後の けんとうかだい 検討課題とされていることから、事業の具体的ないよう あき なか りょうしゃふたん かん 内容が明らかでない中で利用者負担に関するけつろん だ てきとう 結論を出すことは適当ではないものと考えられます。
- 6. 障害者雇用促進法に かか じこう 関わる事項について
- (1)障害者雇用の量だけしつ かくほ でなくその質を確保する しょうがいしゃ こよう ための障害者 雇用 そくしんほう かいせい 促進法の改正について
- 労働・雇用分野における障害を理由とする差別 ● 対働・雇用分野における障害を理由とする差別 の禁止や職場における合理的配慮の提供を確保 をするための措置については、閣議決定において、 ないまうちょう ねんどない あど けつろん とる省庁において平成24年度内を目途に結論を それることとなっていることに留意が必要と考え られます。

- (2)障害者雇用施策の たいしょう 対象とする「障害者」に しょうがいしゃ 対象とする「障害者」に しゅうぎょうじょう ひつよう ついて、就業上必要な しえん にんてい しく 支援を認定する仕組みに ついて

- こようりつ せいど 雇用率制度に基づく こようぎむ たいしょう せいしん 雇用義務の対 象を、精 神 しょうがいしゃ ふく 障害者を含むあらゆる しゅるい しょうがいしゃ ひろ 種類の障害者に広げる こようりつたっせい とともに、雇用率達成の じ ぎょうしゃ しえん ための事業者への支援を かくじゅう ひつよう 拡充する必要がある。ま こ こ しょうがいしゃ た、個々の障害者にとっ しゅうぎょうじょう ひつよう しえん て 就 業 上 必 要 な 支援を 明らかにする総合的な あせすめんとしすてむアセスメントシステム せいび 整備する。
- ては、事業主への過大な負担となるおそれがあるとく しえん ひつよう じゅうどしょうがいしゃ とともに、特に支援の必要な重度障害者などの こようそくしん そがい 雇用促進を阻害するおそれがあることに留意が ひつよう かんが 必要と考えられます。
- 「事業者への支援を拡充」及び「就業上必要 はえん かくじゅう およ しゅうぎょうじょうひつよう スび「就業上必要 な支援」については、合理的配慮との関係にお なに ごうりてきはいりょ なに ひつよう しえん いて、何が合理的配慮であり、何が必要な支援 いて、何が合理的配慮であり、何が必要な支援 に該当するのか、また、その実施手段や実施主体 などについて、具体的に明らかにしておくことが 必要と考えられます。
- しゅうぎょうじょうひつよう しえん あき 就業上必要な支援を明らかにする総合的な あせすめんと しく どうにゅう たんとう アセスメントの仕組みの導入については、 しょくむ かんけい おな しょうがい も ろうどうしゃ 職務との関係で、同じ障害を持つ労働者でも、しょくぎょうせいかつじょう こんなんど こと きゃっかんてき きゃっかんてき 職業生活上の困難度が異なるため、客観的な ひょうかしひょう こんなん 評価指標づくりが困難であることや、また、そ じぎょうしゅ しょうがいしゃ いな はんだん れにより事業主が障害者であるか否かを判断 かんが ほうてきあんていせい できないことなどが考えられ、法的安定性、 こうへいせい りゅうい ひつよう かんが 公平性に留意が必要と考えられます。

- (まっていこよっりつ はまっかいしゃ はまっていこよっりつ 法定 雇用率は、働く意欲のある障害者や 当後では、かず へんか じょうげ 労働者の数に変化があれば、上下するものでありゅうい ひつよう かんが ることに留意が必要と考えられます。また、納付きんせいど みなお あまたっては、合理的配慮の もまか あわ けんとう ひつよう かんが 義務化と併せて検討が必要と考えられます。

しょくば ごうりてき こうりてき はいりょ てい きょう ひつよう (4)職場における合理的 ○ 合理的配慮を提供するために必要な

電機機の確保につい

ごうりてきはいりょ ていきょう かくぎけってい かくさけってい 閣議決 定において、合理的配 慮の提 供を確保 かくほ そち ろうしかん ふんそうかいけつてつづ するための措置や労使間の紛争解決手続きの せいびとう ぐたいてきほうさく かくしょうちょう 整備等の具体的方策については、各省庁におい めど けつろん へいせい ねんどない て、平成24年度内を目途に結論を得ることと しょくば しえん なっていること、また、職場における支援の在り カについては、平成23年内を目途に得られる そうごうふくしぶかい けんとうけっかとう ひつよう ふ 総合福祉部会での検討結果等を踏まえ、必要な りゅうい 措置を講ずることとなっていることに留意が ひつよう かんが 必要と考えられます。

こんこ けんとうかだい計算計算

- 〇 試行 事業 はいろっと すたでい (パイロット・スタディ) じっし の実施

○ 試行事業の実施にあたって、上記の賃金補填 かん りゅういてん くわ こうひ とうにゅう に関する留意点に加え、公費を投入することの ばんてい ゆうこうせい じつげん かのうせい けんとう 前提となる有効性や実現可能性の検討が けゅうぶん りゅうい ひつよう 十分になされているかなどにも留意が必要と きんがん ちんしょう

- 3. 前述の賃金福では ががの賃金補します。 制度化するための所きと 保障制度(障害基礎 など)との調整のあ がた り方
- まんきんはてん けんとう かん りゅういてん 賃 金補填の検討に関する留意点については、 じょうき しめ ちんぎんほてん 上 記∥の2において示していますが、賃 金補填を ばあい しょうがいき そねんきん げんがく 受けた場合に障害基礎年金を減額するという

 へいせい
 ねん
 がっ
 すいしんかいぎだいにじ

 平成22年12月の推進会議第二次

 へいせい ていあん ぜんりゃく しょとくほしょう いけん あ かた 意見における「(前 略) 所 得 保 障の在り方につい きゅうふすいじゅん ふたん なら かどうしょとく ちょうせいて、給付水準と負担、並びに稼働所得との調整 ちょうせい あかた ふく けんとう おこな もんだい の在り方を含めて検討を行うべき」との問題 いしき かんが 意識からつながっているものと考えます。
- こうてきねんきんせいど みなお つづ ○ 引き続き、公的年金制度の見直しに併せて thんとう すす ていあん 検討を進めていきたいと考えますが、ご提案のよ もの かか さいまえ しょうがいしゃ しょうがい 20歳前に障害者となった者に係る障害 き そ ねんきん しょとくせい<u>げん</u> もう 基礎年金にのみ設けられている所得制限の仕組 げんどがく ひ さ ほうほう たいおう みを用いて、その限度額を引き下げる方法で対応 かた てきとう する、というやり方が適当かどうかについては、 しんちょう けんとう ひつよう かんが 慎重な検討が必要と考えられます。
- 4. 全国民のなかでの はようがいしゃ けいざい かつどう 障害者の経済活動や せいかつじったい あき 生活実態を明らかにす きそしりょう せいび る基礎資料の整備
- しょうがい しゃかいもでる 障害の社会モデルを こよう しゅうろう 基礎として雇用 就労 lot けんとう 施策 を 検討 る 基礎 す しりょう くに 資料をえるために国の きかんとうけいちょうさ 基幹統計調査において ぜんこくちょうさ せつもん い 設問を入れた全国調査 かいじっし すく を少なくとも 1回実施す る。
- しょうがいしゃこよう しゅうろうしさく けんとう ぎゃいりょう で 害 者雇用・就 労施策を検討する基礎資料としては、
 - しんたいしょうがいしゃ ちてきしょうがいしゃおよ せいしんしょうがいしゃ
 身体障害者、知的障害者及び精神障害者
 しゅうぎょうじったいちょうさ 就業実態調査
 - ・ 障害者雇用実態調査

- 5. 障害者の雇用・就労に ^{スラとうしきく} いったいてき てんかい 施策を一体的に展開す たいせい せいび るための体制の整備

- いじょう けんとうかだい 6.以上の検討課題につい ふ ま る じつげんか てフォローし、実現化をめ こんご けんとう ざすための今後の検討 たいせい 体制づくり
- (たいてきないよう) けいじきょう の具体的な内容などに関する 内容などに関する 内容などに関する 検討課題について、フォローし、実現化をめざすための新たな検討体制づくりをするということ ですが、障害者総合福祉法(仮称)の制定にすが、障害者総合福祉法(仮称)の制定に対してすが、「使いてきないかくないようが明確にならなければ制度 は難しいのではないかと考えられます。
- 7. 他の作業チームとの ちょうせい ひつよう じこう 調整が必要な事項
- (1) は そなるあしすたんすパーソナルアシスタンスかいじょ さービスなど介助 サービスはんい事業の守備範囲について
- かいじょ での^^ 莇 にも 使えるようにするとのことですが、 ごうりてきはいりょ ぎろん じ ぎょうしゃ *、事業者による合理的配慮の議論も踏まえた だれ うえ ばめん 上で、それぞれの場面において誰がどこまで責任 ゆう ふ ぶんや を有するのか、それを踏まえて、どの分野の施策に たいおう おこな けんとう おいてどのような対応を行うべきなのか検討が ひつよう 必要と考えられます。

○ また、職場における支援の在り方については、
へいせい ねんない めど え そうごうふくしぶかい
平成23年内を目途に得られる総合福祉部会で
けんとうけっかとう ふ かくしょうちょう ひつよう そ ち
の検討結果等を踏まえ、各省庁で必要な措置を
こう ますることとなっていることにも留意が必要と
がんが 考えられます。

いりょう た いりょういっぱん ごうどうさぎょうち - むほうこくしょ 「医療(その他の医療 - 般)」合同作業チーム報告書のうち、 なんびょう

(1)難 病について

そうろん 【総論】

しょうがいしゃ きほんほう かいせい 障害者基本法改正に当 こうせいろうどうしょう たって厚生労働省が第 かいすいしんかいぎ しめ 28回推進会議に示して おも りゅういてんとういた主な留意点等

難病その他の疾患等により支援の必要な状態にあ みぢか せんもんせい る人には、身近なところで専門性のある医療が提 いりょう ちいきしゃかい じりつ せいかつ いとな きょう 供されるとともに、地域社会で自立した生活を営む ために必要なサービスが提供されること。

- OL) の向上については、地方自治体向け補助金と なんびょうとくべつたいさくすいしんじぎょう して「難病特別対策推進事業」(下記(1)~(4)) なんびょうたいさく しえん すいしん はか ちいき を設け、地域における難病対策の支援・推進を図っ ている。
 - なんびょうそうだん しえんせんた じぎょう なんびょうかんじゃ かぞく (1)難 病 相 談 ・支援センター事 業 (難 病 患 者 ・家族 そうだんしえん たい に対する相談支援)
 - じゅうしょうなんびょうかんじゃにゅういんしせつかくほじぎょう いりょうしせつ (2)重 傷 難 病 患 者 入 院施設確保事 業 (医 療施設 とう せいび 等の整備)
 - なんびょうかんじゃちいき しえんたいさくすいしんじぎょう ちいき (3)難 病 患 者地域支援対 策 推 進 事 業 (地域にお ほけんいりょうふくし じゅうじつ れんけい ける保健医療福祉の充実・連携)
 - (4) 難病患者等居宅生活支援事業(QOLの めざ ふくししさく すいしん こうじょう 向上を首指した福祉施策の推進)
- なんびょうとう ちょうさけんきゅう すいしん こうせいろうどう
- ・難病等の調査研究の推進がなされること なんびょう かん ちょうさけんきゅう こうせいろうどう なんびょう かん ちょうさけんきゅう こうせいろうどう 難病に関する調査研究については、厚生労働かがくけんきゅうひほじょきん ちょうこう なんじせいしっかんこく ふくけんきゅう 科学研究費補助金において「難治性疾患克服研究 じぎょう じっし けんきゅう すいしん はか 事業」を実施し、研究の推進を図っている。

のポイント

がいねんせいり 難病については、概念整理を並行して進めるこ とが必要であり、今後、当事者の参画した審議会を すす けんとう すす ぜんしんてき せいどせいび はかて検討を進めながら漸進的な制度整備を図る じゅうよう

しょうがいしゃ たいしょうしゃ なんじせいまんせいしっかん 対象者は、難治性慢性疾患のある障害者として

可能な限 り幅 広 くとらえるべきである。そのニーズ おう たよう いりょう しっかん とくせい は疾患の特性に応じ多様だが、医療と福祉の むす ぶんり てん きょうつう ニーズが分離しがたく結びついている点は、共通し 医療と福祉の有機的連携を確保しつつ、 せいかっしえん こう ちいき ひつょう あわ ちいき 生 活 支援が講 じられることが必 要。併せて、地域で せいかつしえん こう ふかけつ とが不可欠。

こうせい ろうどうしょう おも 厚生 労働省 の 主 な こめんと コメント

- 医療を始めとする難病そのものの議論について
 しょうがいしゃそうごうふくしほう かしょう べつ けんとう
 は、障害者総合福祉法(仮称)とは別に検討され
 ひつよう かんが
 る必要があると考えます。
- なんびょうたいさく かん せんもんてきじこう また、難病対策に関する専門的事項について ちょうさしんぎ おこな すで こうせいろうどうかがくしんぎかい 調査審議を行うため、既に厚生労働科学審議会 たっぺいたいさくぶかい もと なんびょうたいさくいいんかい せっち しっぺいたいさくぶかい もと なんびょうたいさくいいんかい せっち 疾病対策部会の下に、難病対策委員会を設置して なんびょう かんじゃだんたい がしょうしゃ を含めた まざま がだい おり、難病の患者団体の様っな課題について検討 はんじょう なんびょうたいさく さまざま かだい けんとう 構成により、難病対策の様々な課題について検討していることから、これらも踏まえた上で、検討が必要と考えられます。
- ばんざい ちいき せいかつしえん 現在のところ、地域における生活支援として、 ざいたくりょうようちゅう なんびょうかんじゃ たい へる ぱ 在宅療養中の難病患者に対しては、ヘルパーのはけん たんきにゅうしょ れすぱいと にゅういん びょうしょう 派遣や短期入所やレスパイト入院のための病床かくほ すで なんびょうかんじゃとうたんきにゅうしょじぎょう じゅうしょ 確保など、既に、難病患者等短期入所事業や重症

業病患者入院施設確保事業の中で実施されている ところです。

- しょうがいしゃそうごうふくしほう かしょう なんびょう もの 障害者総合福祉法(仮称)において難病の者を じょう できるん とう 位置付けるかについての議論については、「障害はんい ちーむ ほうこくとう ふ けんとう の範囲」チームの報告等も踏まえ、さらに検討が 必要と考えられます。
- 「難病については、概念整理を並行して進めるいるを理をが必要であり、今後、当事者の参画したとをはが必要であり、今後、当事者の参画したとをはが必要であり、すずであるがは、当事者のをですが、難にはいることが重要」ということですが、難にはいることが重要」ということですが、難にはいることが重要」ということですが、対象にしては、どのような状況であれば法律づく給付の対象となるのか、対象とするのか、対象とするのか、対象とするのか、対象とするのか、対象となるのか、対象とするのか、対象とするのか、対象とするのか、といったことなどのような基準で認定するのか、といったことなどにいてきな改革で認定するのか、といったことなどにいてきな改革の内容が明確にならなけいはどいようがいかくにないかと考えられます。

- - いりょうてき け あ ② 医療的ケアについて

そうろん 【総論】

・ 医療及び医療的ケアの必要性が高い重症心身 はようがいしゃとう ちいき どくりっ せいかつ いとな 障害者等が地域で独立した生活を営むことができ にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ ば ほうもん るよう、日常生活、社会生活の場において訪問いりょうとう ひつよう いりょう せいかつしえんさーびす ていきょう 医療等の必要な医療や生活支援サービスが提供されること。

・日常生活における医療的ケアが、介助者等に よっても行える体制の整備がなされること

○ 介助者等が行える医行為の範囲に関して、 りょうしゃ あんぜん かくほとう かんてん べっとしんちょう 利用者の安全の確保等の観点から、別途慎重な ぎるん おこな ひつよう 議論を行う必要がある。

厚生 労働省 の 主 な こめんと コメント

がいこしょくいんとう きゅういんとう じっし かか 介護職員等によるたんの吸引等の実施に係るけんしゅう ざいたくとう とくてい もの けぁ おこな 伊修については、在宅等で特定の者にケアを行うけっす そうてい けんしゅうたいけい もうケースを想定した研修体系を設けることとしておいるよう ぎのう ちしき み けんしゅうたいけいり、必要な技能・知識が身につく研修体系とすることが必要と考えます。

かいごしょくいんとう おこな こうい はんい 介護職員等が行うことのできる行為の範囲のかくだい かんけいしゃ ふく しんちょう ぎるん 拡大については、関係者を含めた慎重な議論がひつよう かんが 必要と考えられます。

- いりょう たいりょういっぱん ごうどうさぎょうちーむほうこくしょ 7 「医療(その他の医療一般)」合同作業チーム報告書のうち、せいしんかいりょう
 - ③ 精神科医療について

そうろん 【総論】

#いしんしょうがいしゃ かかり ちいきいこう そくしん いりょう 情神障害者に係る地域移行の促進と医療における てきせいてつづき かくほ 適正手続の確保

現在も、医療の必要性や法に基づく適正なてきができます。
 ま続により入院医療が行われているところ。

けんこう いりょうおよ せいしんしょうがいしゃ かか ちいきいこう

(・健康、医療及び精神障害者に係る地域移行の
とくしん いりょう てきせいてつづき かくほ

促進と医療における適正手続の確保

し せいしんいりょう あ かた けんざい しょうがいしゃ 精神医療の在り方については、現在、「障害者 せいどかいかく すいしん きほんてき ほうこう 制度改革の推進のための基本的な方向について」 へいせい ねん がつ にちかくぎけってい ふら (平成22年6月29日閣議決定)を踏まえ、「新ちいきせいしんほけんいりょうたいせい こうちく む けんとう たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討 カーム」において検討を開始したところ。

合同作業チームの報告 のポイント

こうせい ろうどうしょう おも 厚生 労働省 の 主 な こ め ん と コメント

- けんざい こうせいろうどうしょう しょう しゃせいど 現在、厚生労働省において、障がい者制度 かいかくすいしんかいぎ だい じいけん う へいせい 22年6 改革推進会議の第1次意見を受けた平成22年6 がつ 129日の閣議決定に基づき、社会的入院の たいしょう ないせい もと さょうせいにゅういんとう の解消については平成23年内に、強制入院等の在 かたとう いせい ねんない めど けつろん をり方等については平成24年内を目途に結論を得けんとう すす るべく検討を進めています。
- - ① 平成 22年 9月から 12月にかけて、社会的 にゅういん かんてん ふく にんちしょう せいしんかいりょう 入院の観点も含め、認知症と精神科医療について議論を行い、平成 22年 12月 22日に中間とりまとめを行ったところであり、平成 23年 5月からは、中間とりまとめの具体化を目指して検討を進めています。
 - ② 平成22年10月からは、保護者制度・入院 ほごしゃせいど にゅういん ぎろん かいし 制度について議論を開始したところであり、今後、 ほごしゃせいど ねんなつ へいせい 保護者制度について平成23年夏を首途に検討 ご にゅういんせいど あ かた を行い、その後、入院制度の在り方についても けんとう すす ぜんたい へいせい ねんない 検討を進めて、全体について平成24年内を けんとう すす ゅど けつろん ぇ 目途に結論を得ることを目指しています。

| English | En

- 自己決定支援・相談支援
- ・ 自己決定する過程にお 自己決定する過程にお いて支援されるいわゆる しえんが 支援付きの自己決定の しながらいかいの 大りっ 仕組みの確立
- いりょう ふくし とうごうてき 医療と福祉の統合的 しえん せいかつじったい そく な支援、生活実態に即し しえんとう た支援等
- にちじょうてき いりょうてき しえん 日常的に医療的支援 ひつよう じゅうど しんたい を必要とする重度身体 しょうがいじしゃ じゅうしょう しんしん 障害児者、 重症 心身 しょうがいじしゃ なんびょう かんじゃ 障害児者、 難病患者 しょうがいじしゃ (である障害児者)につ いては、特に、医療と福祉 とうごう しえん たいけい の統合された支援体系 ひつよう が必要。
- しゃかいさんか さー び す 社 会参加サービス

できったんしえん かん じこう せんたく 相談支援に関する事項については、「選択と けってい そうだんしえんぷ ろせす ていどくぶん さぎょうち ー む決 定・相談支援プロセス(程度区分)作業チーム」 ちょうせい ひつよう おも において検討されており、調整が必要と思われます。

- であっても、医療職の手厚い配置がたたんきにゅうしょ いりょうほけん の手厚い配置がいても、医療職の手厚い配置がいても、医療職の手厚い配置がいりょうかたたんきにゅうしょ いりょうほけん のまな 医療型短期入所や、医療保険との2 ではまたいでで、 医療保険との2 でで、 ないの体系となっている療養のが可能などのののはないのでで、 かのうまた、今後はたんの吸引等が可能なからいんとうの養すがので、 たんの吸引でいく事です。 はいくうにはいるといくです。
- しゅうがくしえんおよ さいしゅうがくしえん ふくし 就学支援及び再就学支援については、福祉と きょういく せいどかん ちょうせい ごうりてきはいりょ ぎろん ふ 教育の制度間の調整や、合理的配慮の議論を踏しえん しゅたい ないよう けんとう ひつよう まえた支援の主体や内容について、検討が必要と考えられます。

じゅうたく ふじょ とう せいかつ 住宅 扶助 等 の 生活 ほごひ かつよう 保護費の活用

にゅういんちゅう ほてるこすと 入 院 中 はホテルコスト ふく にゅういんひ も含んだ入院費で、 こうがく いりょうひ せいど 高 額 医療費 制度により ひと た ねんきん 年金だけで足りる人も、 ちいき はじ 地域で暮らし始めると せいかつ ほてるこす 生活ではホテルコストと しょくひ けいひ 食費などにより経費がか せいかつこんなん さみ、生活困難となって けー す すく しまうケースも少なくな せいかつほごひ い。このため、生活保護費 ようけん かんわ の要件を緩和することが ひつよう いりょうひふじょ じゅうたく 必要。医療費扶助、住宅 ふじょとう たんどくしきゅうとう 扶助等の単独支給等に ふあん ちいきいこう より不安なく地域移行を 進めることができる。

5んたい ぶっけん こうてき 賃貸物件の公的 ほしょうにんせいど 保証人制度

びょうとう じゅうきょ 病棟を住居として てんよう きんし 転用することの禁止 びょうしょうさくげん へい さ 病床削減し閉鎖した びょうとう こうれいしゃ 病棟 を 高齢者 や にまうがいしゃ け あ は う す 障害者のケアハウスなど きょうどうじゅうきょ かつよう の共同住居として活用 きんし することを禁止すべき。

「たゅういん かた たいいんごせいかつ こんきゅう 入院していた方が退院後生活に困窮するこみ こ ばあい たいいんごえんかつ とが見込まれる場合においては、退院後円滑にせいかつほご じゅきゅう ひつよう しえん ちほう生活保護が受給できるよう、必要な支援を地方じちたい おこな まこな 自治体において行っています。

また、生活保護制度は、最後かたの生活保護制度は、最後かたのセーフティネットとして、生活に困窮する方の生活需要全般を過不足なく支えるものだ出でかっじゅようぜんぱん かふそく 生活需要全般を過不足なく 支えるものだ出でがいるとう では、生活需要 では、生活の大きの大きがとしたんどくしきゅう せいかっては、生活保護制度の趣旨や目的を踏まえ、慎重に検討すべきものと考えています。

- こうてきほしょうにんせいど 公的保証人制度については、国土交通省にお やちんさいむほしょうせいど いて「家賃債務保証制度」のような取組が行わ みんぽう もと れているところであり、民法に基づく制度との かんけい ふく はばひろ してん けんとう ひつよう かんが 関係も含め、幅広い視点から検討が必要と考 えられます。

- けんりょうこしえんさ ひす ○ 権利擁護支援サービス とう 等
 - きょじゅうち せんたくけん 居住地の選択権は ほんにん めいぶんか 本人にあることの明文化 だれ せいかつ どこで誰と生活する せんたく きかい ゆう かを選択する機会を有 とくてい きょじゅう することや、特定の居住 せいかつ ぎむ 施設での生活を義務づけ られないこと。
- いりょう かかり けいざいてき 医療に係る経済的 ふたん 負担
 - いりょう かかわ けいざいてき 医療に係る経済的 しょうがい 負担については、「障害に ひよう しょうがいしゃ こじん 伴う費用は障害者個人 ふたん しゃかい ぜんたい の負担とせず社会全体 で支え、障害と関係な くすべての人が支出す ひよう しょうがいしゃ どうとう る費用は障害者も同等 ふたん げんそく に負担する」という原則 が適用されるべきとの いけん 意見があった一方、障害 ふくしさーびす しょうがい 福祉サービスは障害のな もの りよう い者が利用することはな いりょう たい だれ いのに対して、医療は誰 もが一部自己負担を払っ りよう せいかく て利用するという性格が あることから、自立支援 いりょう とうめん 医療についても、 当面、 おうのうふたん げんそく 応能負担を原則とする うんよう せいど 制度として運用すること

います。

- きょじゅうち せんたくけん ほんにん 居住地の選択権が本人にあることについて しょうがいしゃきほんほう かいせい すべ しょうがいしゃ は、障害者基本法の改正において「全て障害者 かのう かぎ だれ せいかつ は、可能な限り、どこで誰と生活するかについて ひとびと きょうせい さまた の人々と共生することを妨げられないこと」を
 むね しょうがいしゃきほんほう いちぶ かいせい ほうりつ 旨とする(障害者基本法の一部を改正する法律 あんだい じょう _{あんだい じょう} 案 第 3 条)ものと承 知 しています。
- 平成22年12月に成立した「障がい で 成22年12月に成立した「障 が い 者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係は まうがいしょうがいしまる ちいきせいから で まうがいしょうがいしょうがいしょうがいしょうがいととう の地域生活を支援するための関係しまうりつ せいび かん はまうりつ はまうりつ とこれの主義 によっしえんほう いちぶかいせい はりっしえんいります。 はりっしえんほう のうふたん 自立支援法が一部改正され、自立支援医のりょうしゃふたん 利用者負担についても応能負担を原則にすることとされております。

が適当とする意見があっ た。

- なんじせいまんせいしっかん また、難治性慢性疾患 しょうがいしゃ のある障害者について なんびょうたいさくようこう もと は、難病対策要綱に基 づき取り組まれてきたこ はってんてきけいしょう ちょうき との発展的継承、長期 りょうよう ひつよう ばあい 療養を必要とする場合 こうがくりょうようひ けいげん の高額療養費の軽減な じゅうよう ども重要。

- せいしんしょうがいしゃ にゅういんいりょう ひょうふたん けいげん 精神障害者の入院医療の費用負担の軽減にゅういんきかん ちょうきか にんちしょう ふく は、入院期間の長期化や、認知症を含めたしゃかいてきにゅういん じょちょう 社会的入院を助長するおそれもあるので、地域く しゃかいしげん せいび ゆうせん かんがで暮らせる社会資源の整備を優先すべきと考えられます。
- しっぺい かか ちょうき こうがく いりょうひ 疾病に関わらず、長期に高額な医療費がかか かんじゃ さら ふたんけいげんさく しゃかいる 患者の更なる負担軽減策については、社会保障と税の一体改革の中で検討しているところであり、この議論も踏まえながら、検討が必要と かんが 考えられます。

● たく いわゆる 「差額室料」については、患者 は は がんじゃ かんでは がんじゃ かんでは でうだい ぼうし あんぜん ものであり、患者の負担の増大を防止し安全を では、 看護要員に がんこうせいど かんごよういん では、 看護要員に だいたい できんし さがくしつりょう また、いわゆる「差額室料」については、患者 はあい ちりょうじょう の選択によらない場合や「治療上の必要」によ

り個室に入院される場合は、徴収できないことと されています。

- いりょうてき け あ がいねん 「医療的ケア」の概念 せいり を次のように整理した。 いりょうこうい おこな 「医療行為として行われ げんざい ていたが、現在は、その しょうがいしゃ かぞく きょか 障害者の家族に許可され かぞく ている、または、家族が つうじょうおこな 通常行っている、生きて ふかけつ こうい いくのに不可欠な行為で しょうがいしゃ あって、その障害者に せいりてき けっか 生理的結果をもたらす ー こうい 行為」。
- ・ 医療的ケアの対象の ついか 追加について

しょうがいしゃ かぞく たい いりょうこうい じっし かん 障害者の家族に対する医療行為の実施に関 きょかせいど そんざい がいねんせいり する許可制度は存在しないため、概念整理につい さら けんとう ひつよう かんが ては更に検討が必要と考えられます。

が 対しても同様に行える じゅうよう ようにすることが重要。 としており、必要な技能・知識が身につく研修 たいけい なつよう かんが 体系とすることが必要と考えられます。

かいごしょくいんとう きゅういんとう じっし あ 介護職員等によるたんの吸引等の実施に当 いりょうかんけいしゃ れんけい かくほ はか たっては、医療関係者との連携の確保を図るな あんぜん かくほ たいせい ひつよう ど、安全が確保された体制とすることが必要と かんが 考えられます。

たいごしょくいんとう まこな こうい はんい 介護職員等が行うことのできる行為の範囲のかくだい かんけいしゃ ふく しんちょう けんとう 拡大については、関係者を含めた慎重な検討 ひつよう かんが 要と考えられます。

- とうじしゃ さんかく しん 当事者が参画した審 ぎかい せっち 議会の設置
 - 難病については、総合 福祉法の対象として難病を 取り入れるという方向は、 きょうつうにんしき 共通認識になりつつあるが、 「難病とは何か」という概念 についてさらに整理が必要。 ^{なんじせい まんせい しっかん} 難治性 慢性 疾患 の あ る しょうがいしゃ ta f がいしゃ 障害者へのサービスのあり かた せんもんせい たか りょういき 方は、専門性の高い領域であ り、多義にわたる課題が残さ れている。漸進的な制度整備 を図ることが必要と考えら れ、総合福祉法の制定後に も、当事者の参画を確保しな がら、さらに検討を行ってい しんぎかい ひつよう く審議会が必要。

ではいまう そうごうてき けんとう ば 無病については、総合的な検討の場において きら しんちょう けんとう ひつよう かんが 更に慎重な検討が必要と考えられます。

そっこっふくしほう かしょう せいしん 総合福祉法(仮称)と精神 しょうがいしゃ 障害者

- サービス 体系 の在り かた 方について
- wtb のぞ ひと
 ・ 働きたいと望む人への
 しゅうろうしえん きょうか
 就労支援の強化

しょうがいしゃ はんすう いじょう 障害者の半数以上 ひと しょうらいはたら の人が将来働きたい きぼう ちいき と希望している。地域
せいかついこうご く
生活移行後の暮らしを _{ゆた} かにする方法とし にっちゅう かつどう なか じゅうよう 活動の中で重要な いちし しゅうろう 位置を占める。就労を 希望する障害者には、 しせつ なか 施設の中ではなく、 きぎょう はたら ば しえん 企業や働く場での支援 の強化を盛り込むこと ひつよう が必要。

かじはつてきにゅういん ・ 非自発的入院における ぎょうせい せきにん にゅういんひょう 行政の責任と入院費用 じこふたん の自己負担

ひじはつてきにゅういん 非自発的入院について は (司法を含む) 行が (できょうせい のり でんけん を は (司法を き、人 権 し、 人 を は 人 を は 人 を は 人 を は 人 を は 人 を は 人 を の と と と な 費負担とす でき。

しゅうろう きぼう しょうがいしゃ しせつ なか 「就労を希望する障害者には、施設の中では きぎょう はたら ば しえん きょうか も こ なく、企業や働く場での支援の強化を盛り込む しゅうろう ことが必要」という点については、「就労(労働 およ こよう ごうどうさぎょうちーむ ちょうせい ひつよう 及び雇用)合同作業チーム」との調整が必要と きんんます。

ひじはつてきにゅういん げんざい しょうがいしゃせいど 非自発的入院についても、現在、「障害者制度 かいかく すいしん きほんてき ほうこう 改革の推進のための基本的な方向について」 (平成22年6月29日閣議決定)を踏まえ、「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けけんとうちーむ だい た検討チーム」(第3R)において検討しているところです。

* ①専門性あるスタッフ ようせい いりょう しせつ の養成、医療施設の じゅうじつ 充実

はったつしょうがいじ たいおう 発達障害児への対応 じどうせいねんせいしんか しょうには児童青年精神科、小児 せいしんか 精神科などで対応してい せんもんせい 専門性ある るが、 しせつ ふそく すたっふ スタッフ・施設とも不足し はったつ しょうがいじ ており、発達障害児の ぞうか お 増加に追いついていない。 せんもんせい すたっふ 専門性あるスタップの ようせい ひつよう 養成が必要。

せんもんせい すたっぷ ようせい くに 専門性のあるスタッフの養成については、国とどうふけん れんけい ひ つづ けんしゅう じゅうじつ つとと都道府県が連携し、引き続き研修の充実に努めてまいります。

こんご けんとうかだい 今後の検討課題

せいしんしょうがいしゃ にゅういんとき きょうせいいりょうかいにゅう あ 精神障害者の入院時の強制医療介入の在 がた り方についても、「新たな地域精神保健医療体制 こうちく む けんとうちーむ だい の構築に向けた検討チーム」(第3R)において けんとう まこな 検討を行っています。

● はいしんいりょう あ かた いっぱん いりょう 精神医療の在り方については、一般の医療 じゅうぶんりゅういとは異なる配慮が必要であることに十分留意 しんたいがっぺいしょう たいおう が必要です。また、身体合併症への対応につ ないせい ねん がつ せいしんかきゅうきゅういりょう いては、平成23年5月から「精神科救急医療 たいせい かん けんとうかい けんとう かいし 体制に関する検討会」で検討を開始したところです。

そうろん 【総論】

じどうふくしほう ほか こ じょうどう 児童福祉法において、①他の子どもとの平等 かくほ こ さいぜん りぇき こ いけん の確保、②子どもの最善の利益、③子どもの意見 ひょうめいけん かん きてい もう 表明権に関する規定を設けるべきである。

①から③の基本的な権利を保障するために、 おんぶずぱーそん せいどか オンブズパーソンを制度化すること。

じどういっぱんしさく ○ 児童一般施策における支援

にどういっぱんしさく しょうがいじしさく じゅうそうてき ほしょう 児童一般施策と障害児施策が重層的に保障されることが必要。また、子ども・子育て新システム しょうがいじ じどういっぱんしさく の検討においては、障害児が児童一般施策からはいじょ けん ちょいとせっけい 排除されることのないよう、制度設計されること。

地域社会の身近な場所において専門性の高されること。また、入所施設の障害児に対しまうがいじった。 ことの また、入所施設の障害児について いりっしたがは されること。また、入所施設の障害児については さくていかく 自立生活に向けた 「自立支援計画」の策定を義務うけるとともに、重度障害児の在宅生活が けるとともに、重度障害児の在宅生活が けるとともに、重度障害児の在宅生活が なるよう、入所施設を含め、地域資源を整備すること。

こうせい ろうどうしょう おも 厚生 労働省 の 主 な こめんと コメント

また、児童福祉全般に共通する事項については、 しょうがいじふくしかんけいしゃ 障害児福祉関係者だけでなく、児童福祉分野のそれが、は、 をする場合では、というかんけいしゃでするが、は、まる人の他の関係者による議論の場で議論されるなど、これらの規定に関して関係者全体の合意を経ている。 ない、かんがいしゃぜんたいでは、たれらの規定に関して関係者全体の合意を経ていることが必要と考えられます。

○ 障害児支援については、平成22年12月 の けんほんぶなど 下障がい者制度改革推進本部等における検討 がって で 書名 での間において で 書名 等 の地域 生活がいしゃとう かん まうがいしゃとう かん まうがいしゃとう かん まうがいしゃとう かん まうがいしゃとう かん まうがいしゅべつとう において、身がいしゅべつとう で 実援を受けられるよう、障害種別等に分かれてうる まん で で 事児 を受けられるよう、障害種別等に分かれてうる で まんの で で 事児 施設について一元化すること されており、その中で「障害児支援利用計画」も作れており、その中で「障害児支援利用計画」も作することとされています。

かくろん 【各論】

まっこく がいとうかしょ 報告の該当箇所 こうせいろうどうしょう おも こめんと 厚生労働省の主なコメント

しょうがいじ きほんてき けんり 障害児の基本的権利と けんりょうご 権利擁護

- きほんてきけんり 基本的権利
- - ②子どもの最善の利益
 - ③子どもの意見表明権
- けんりようご **権利擁護**

確保

・ ①から③の基本的権利を ほしょう 保障 するために、 おんぶずぱーそん オンブズパーソン を せいどか 制度化すること。 じどうふくしほう ぐたいてき けんり きてい 児童福祉法において、具体的な権利を規定する しょうがいしゃじりっしえんほう こうれいしゃ ことについては、障害者自立支援法や高齢者 ふくし ほか ふくしほうせい せいごうせい じっげん 福祉などの他の福祉法制との整合性や実現 かのうせいとう ふ けんとう ひつよう かんが 可能性等を踏まえた検討が必要と考えられます。

また、他の子どもとの平等やオンブズパーソン等については、児童福祉全般に共通する事項でしょうがいじふくしかんけいしゃあり、障害児福祉関係者だけでなく、児童福祉分野のその他の関係者による議論の場で議論かり野のその他の関係者による議論の場で議論されるなど、児童福祉全体の議論の中で決定されるなど、児童福祉全体の議論の中で決定されるなど、児童福祉全体の議論の中で決定されることが必要と考えられます。

じどういっぱんしさく 児童一般施策における支援 じどう いっぱん しさく 〇 児童 一般 施策 と しょうがいじ 障害児

たさく かんけい 施策の関係

しょうがいじ じどういっぱん 児童 一般 児が、児童一般 はいじょ 施策から排除されること のないように、「子ども・こ子で会議」(仮称)や「て会議」(仮称)としまった。子育て会議」であり、こ子でより、ころでも・子育ですがしまり、ころでも、

こ こそだ しんしすてむ きゅうふ じぎょう 子ども・子育て新システムの給付・事業は、しゃかいてきょうごしさく ようほごじどう しょうがいじとう ふく社会的養護施策の要保護児童、障害児等も含まいき こ こそだ かてい たいしょうめ、地域の子ども・子育て家庭を対象としています。

「子ども・子育て会議」(仮称)における関係

できょう けいかく かしょう けいかく 事業 計画 」 (仮称)に しょうがいじ かぞくとう が参 きんかく 管害児や家族等が参もし、障害児の視点を盛り こ せいどせっけい 込み、制度設計されること。

じどういっぱんしさく しょうがいじし ・児童一般施策と障害児施 さく りょうほう 策の両 方があることによ しょうがいじ って、 障害児を児 どういっぱんしさく 童一般施策から閉め出すこ しょうがいじしさく とがなく、また、障害児施策 があることによって障 害 児 じどういっぱんしさく りよう が児童一般施策を利用しに くくならないようにするた きてい じどうふくしほう もう めの規定を児童福祉法に設 けるべきである。

とうじしゃ さんがく しんしすてむしきょうけいかく 当事者の参画の仕組みや「新システム事業計画」 (仮称)の策定など、具体的な制度設計について は、子ども・子育て新システム検討会議作業 ぐるーぷ カーきんぐちーむ ないかくぶ きらんじ でんしん カルけいふしょう かんけいふしょう かんけいふしょう かんけいふしょう かんけいふしょう かとした関係府省とともに、今後、更に検討が必要と考えられます。

じどうふくしほう しょうがいじ ふく じどういっぱん 児童福祉法は、障害児を含めた児童一般について法律の保護の対象としているものです。 しょうがいじしさく たいしょう そのため、現行においても、障害児施策の対象 しょうがいじ ほか じどういっぱん ひと じどうとるる障害児も、他の児童一般と等しく児童 るくしほう ほご たいしょう しゅうい ひっよう とは 温祉法の保護の対象となることに留意が必要と かんが 考えられます。

〇 早期支援

しょうがいじおよ で 害 児 及 びその保護者が、地域から孤立しない しえん あ かた ような支援の在り方というのは 重 要 な課題である と考えます。

はしほけんほう ぼせいなら にゅうじおよ ようじ たい 母子保健法は、「母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することをもくてき ほうりつ ぼしほけんじぎょう しんしん 日的」とした法律であり、母子保健事業は、心身の異常を発見し、支援へとつなげる役割を果たしています。

したがって、母子保健事業や他法に基づく事業のそれぞれの役割の強化や事業間の更なるれる。 きょうか きょうかん さら でんけい きょうか そうきしえん おこな 連携の強化により早期支援を行っていくことができせつ かんが 適切と考えます。

にまっかいに ないき 害児が地域の子どもの 子どもの 一人として地域生活活 でした。 可能とする支援につなぐ よう制度設計されなけれ ばならない。

* 保育所等 訪問 支援 ・ 保育所等 訪問 支援 じぎょう ほうもん たいしょう 事業の訪問対象に かてい くわ 「家庭」を加えること。

- しゃせいどかいかくすいしんほんぶなど 「障 がい者制度改革推進本部等における しょうがいほけんふくししさく みなお 検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまで の間において障害者等の地域生活を支援するた かんけいほうりつ せいび かん ほうりつ かいせいめの関係法律の整備に関する法律」により改正 じどう ふくしほう ほいくじょ とう ほうもん しえん された児童福祉法における保育所等訪問支援 じぎょう ほうもん たいしょう しゅうだんせいかつ いとな 事業の訪問の対象は、「集団生活を営む施設」 かてい ふく とされており、「家庭」は含まれていません。家庭を ついか げんざい しょうがいじつうしょしせつ 追加することについては、現在の障害児通所施設 ばあい かてい ほうもん かていれんけいかさん から家庭を訪問した場合における家庭連携加算 せいり けんとう きぞん せいど かんけい などの既存の制度との関係も整理し検討してい くことが必要と考えられます。
- へ 「こども園」(仮称)で しょう の支援
- ・「こども園」(仮称) しょうがい りゅう にゅうえん は、障害を理由に入園が きょひ 拒否されることのないよ せいどせっけい う、制度設計されること。
- ・ 「こども園」(仮称)に おいては障害児の _{こうりてきはいりょ ほしょう} 合理的配慮を保障する こと。
- こ ことも・子育で新システムは、すべての子どもを 子育で新システムは、すべての子どもを が 象とするものであり、障害の有無の区別なく、 でいきょう すべての子どもに提供されるものです。こども園 かしょう りょう せんこう きじゅん しょくいんはいち しょくいんはいち (仮称)の利用の選考の基準や職員配置などの にょうさい だ細については、このような考えに立って、更に はんとう けんとう ひつよう かんが 具体的な検討が必要と考えられます。

しまからじどっく らぶ ○ 放課後児童クラブでの しえん 支援

「けあ ひつよう ケアを必要とする子には かんごしとう はいち 看護師等の配置をして受 け入れるべきである。

じどうようごしせつ しょうがいじ 児童養護施設の障害児 しえん しょうがいじにゅうしょしせつ 支援や障害児入所施設しゃかいようご あ かた の社会養護の在り方につけんとう いて検討すべき。

**くたい う じどう しゃかいてきょうご ひっょう を 信待を受けた児童など社会的養護を必要とす しょうがいじ しせつ あ児童であっても、障害児の施設での専門 ち はるが必要な場合は、障害児の施設に措置であったが必要な場合は、障害児の施設であったが必要な場合は、障害児の施設であったが必要ならかの障害を持つ児童であっずるとおり、 では、その範囲で、社会的養護の施設や里親での地域には、その範囲で、社会的養護の施設や里親でのよういく おこな まこな 養育が行われます。

しょうがいじしさく 障害児施策

- - しょうがいじ つうえん つうがく いどう しえん つうえん つうがく りょう 障 害 児 の通 園 や 通 学 〇 移動支援について、 通 園 や 通 学 などの利用

いどうしえんじきょう こうどう は、移動支援事業や行動 ^{えんご たいしょう} 援護の対象とならないこ ^{おお} とが多い。

目的を対象とすることについては、事業者やがっこう ごうりてきはいりょ ぎろん 学校による合理的配慮の議論も踏まえた上で、それぞれの場面において誰がどこまで責任を有するのか、それを踏まえて、どの分野の施策においてどのような対応を行うべきなのかを検討することが必要と考えられます。

- しょうがいじ たい ぱーそなるあしすたんすせいど 障害児に対するパーソナルアシスタンス制度 じどうでいさーびす ほいくじょ については、児童デイサービスや保育所におけるしょうがいじほいく とくべつしえんがっこう ほうかごしえん たんき 障害児保育、特別支援学校、放課後支援、短期にゆうしょ さまざま しえん なか じゅうぶん 入所など、様々な支援がある中で、さらに十分なけんとう ひつよう かんが 検討が必要と考えられます。

- (であり、この支援の対象として、障害児に対する しょうがいじ しゅうだんせいかつ できおう もくてき しえん 障害児の集団生活への適応を目的とする支援であり、この支援の対象として、障害児に対する専門性の高い支援を提供することを業る専門性の高い支援を提供することを業務とする児童発達支援センターを想定することにしなります。 けんとう ひつよう かんがいては、慎重な検討が必要と考えられます。

- しょうがいじつうえん しせつ 障害児通園施設は、 がくれいき しょうがいじ たいしょう 学齢期の障害児を対象 そうげいさービスを含 とし、送迎サービスを含 しえん ていきょう む支援が提供されるべ き。
- がくれいじ しょうがいじつうえん しせつ りょう さい 学齢児が障害児通園施設を利用する際の とくべつしえん がっこうとう やくわり送迎については、特別支援学校等との役割 がんたん せいり ひつよう かんが 分担の整理が必要と考えられます。

- でいっしょっしん しょっかいじっ いまな 一重症 心身障害児の受け入れについては、ご でいあん ほうほう らいねんど いってい けんしゅう 提案の方法のほか、来年度から一定の研修を じゅこう かいごしょくいんとう きゅういんとう おこな 受講した介護職員等がたんの吸引等を行うことができるようになることを踏まえて、どのような たいせい てきとう けんとう ひっょう かんが 体制が適当か検討が必要と考えられます。
- しょうがいじしせつののののののののののののののののののののののののののののです。 とき ころいのののでは、 ころいののでは、 ころいののでは、 ころいのののでは、 ころいののでは、 ころいののでは、 ころいののでは、 ころいののでは、 ころいののでは、 ころいののでは、 このののは、 このののは、 こののののでは、 こののののでは、 こののののでは、 こののののでは、 こののののでは、 こののののでは、 こののののでは、 このののでは、 こののでは、 このののでは、 こののでは、 このののでは、 こののでは、 こののでは、 こののでは、 こののでは、 こののでは、 こののでは、 こののでは、 こののでは、 このののでは、 こののでは、 このでは、 このでは、
- いりょうとう しえん けいぞく 継続した医療等の支援 ひつよう じゅうしょう しんしん が 必要 な 重症 心身 しょうがいじ ちいきいこう 障害児の地域移行に当た っては、命と生活の質が ほしょう じっしょうてき 保障される実証的な ちいきしえん しく 地域支援の仕組みについ ー けんとう しゃ も で る じぎょう て 検 討 す る モデル 事 業 を行い、保護者・家族の ふぁん ふたん じゅうぶん う 不安や負担を十分に受け といういえが、 よめ、合意を得ながら進め ひつよう ていくことが必要。
- ・ 保育所 等 訪問 支援 じぎょう ほいくじょ ふく まだしより、保育所を含 ちいき きかん かてい む地域の機関や家庭など

○ 意見表明などの児童の権利に関することは、 じどうふくしぜんぱん ともつう しょうがいじふくし 児童福祉全般に共通するため、障害児福祉 関係者だけでなく、児童福祉分野のその他の がんけいしゃ ぎるん ば ぎるん 関係者による議論の場で議論されるなど、児童 福祉全体の議論の中で決定されることが必要と がんが、ようとである。

まんぶずぱーそん ぐたいてき しく なお、オンブズパーソンの具体的な仕組みについ けんとう ひつよう かんが て、検討が必要と考えられます。

□ 重症心身障害児の地域支援の仕組みについて □ する ・ すでる じぎょう ほごしゃ かぞく かんけいせい 検討するモデル事業は、保護者・家族との関係性 ひょうふたん もんだい としぶ ちょうそんぶ ちいきき や費用負担の問題、都市部や町村部などの地域差 さーびすきばんせいび じょうきょうとう こうりょ があるサービス基盤整備の状況等を考慮して、 じつげんかのうせい 実現可能性のあるものとする必要があります。

しょう しゃせいどかいかくすいしんほんぶなど 「障がい者制度改革推進本部等における けんとう ふ しょうがいほけんふくししさく みなお 検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまで しょうがいしゃとう ちいきせいかつ しえん の間において障害者等の地域生活を支援するた

たい はっもん じゅんかいがた に対する訪問・巡回型 しえん まごな ざいたくせいかつ 支援を行い、在宅生活の しょうがいじ 障害児やその家族へのしえん ひろく まごな 支援も広く行うべき。

めの関係法律の整備に関する法律」により改正 じどうふくしほう ほいくじょとうほうもんしえんされた児童福祉法における保育所等 訪問支援 じぎょう ほうもん たいしょう _しゅうだんせいかつ いとな しせつ 事業の訪問の対象は、「集団生活を営む施設」 ふく かてい かてい とされており、「家庭」は含まれていません。家庭を げんざい しょうがいじつうしょしせつ ついか 追加することについては、 現 在の障害児通所施設 から家庭を訪問した場合における家庭連携加算 などの既存の制度との関係も整理し検討してい ひつよう かんが くことが必要と考えられます。

- ・ 入所決定においては しちょうそん かんよ 市町村が関与できるよう せいどせっけい 制度設計されること。

そうだん しえん こべつ しえん 相談 支援と「個別支援 けいかく とう 計画」等

- □ 地域の身近な場所での
 ←ラテネル レ ネ ル たいせい
 相談支援体制
- じどうかていしえんせんた 児童家庭支援センターを じどうはったつしえんせんた 児童発達支援センターや しょうがいじにゅうしょしせつ ふち 障害児入所施設に付置 できるようすべき。
- しどうかていしえんせんた 児童家庭支援センターについては、平成21年 じどうふくしほうかいせい の児童福祉法改正により、児童養護施設等の附置 ようけん さくじょ 要件が削除されたため、要件を満たせば児童 はったつしえんせんた 発達支援センターにも附置できるものと考えられ ます。
- けあまねじめんと ケアマネジメント

れるように児童福祉法に きてい もう 規定を設けるべき。 けんこう しょうがいじしせつ いちけんかれている現行の障害児施設について一元化する とう なか しょうがいじしえんりょう こと等とされており、その中で「障害児支援利用 けいかく さくせい 計画」を作成することとされています。

- こべっしえんけいかく
- こべつしえんけいかく しょうがいじ 個別支援計画に障害児 じしん いけん 自身の意見を記入する欄 しょうがいり を設けるなど、障害児 を設けるなず、 けんとう 本人のニーズが検討できるようにすべき。

なお、意見表明などの児童の権利に関することにどうふくしぜんぱんともつう しょうがいじふくしは、児童福祉全般に共通するため、障害児福祉 別の後者だけでなく、児童福祉分野のその他の は ぎるん ば ぎるん ば ぎるん は で議論されるなど、児童 福祉全体の議論の中で決定されることが必要と きんがよう

また、オンブズパーソンの具体的な仕組みについ また、オンブズパーソンの具体的な仕組みについ けんとう ひつよう かんが ては、検討が必要と考えられます。

- 要保護児童対策地域協
 きかい ちいき じりつ しえんきょう
 議会と地域自立支援協
 きかい れんけい
 議会の連携

こと。

ちいきじりつしえんきょうぎかい しゅひぎ む
 地域自立支援協議会の守秘義務については、
ちいきじりつしえんきょうぎかい こべつあんけん あつか
地域自立支援協議会において個別案件を扱うか
ら けんとう ひつよう かんが
どうかも踏まえて検討が必要と考えられます。

りょうしゃふたん 利用者負担

- さーびすりよう かか りようしゃふたん もんだい サービス利用に係る利用者負担の問題について、負担能力がある方まで無料とすることについては、医療や介護をはじめ、他の法律や制度とのせいごうせい もと かんが 整合性が求められると考えられます。障害者についての支援のみ全て無料とすることについて、国民的な議論が必要と考えられます。

- 日払い、月払いについては、日払いとしたこと めりっと りょうしゃ せんたく し さーびす のメリット(利用者の選択に資するサービスの くみあわ とう へいこうつうえん じっしとう ふ 組合せ等)や並行通園の実施等を踏まえた けんとう ひつよう かんが 検討が必要と考えられます。